目



発 行 (原稿作成 内閣府 国立印刷局)

次

その他告示

〇ザンビア共和国政府に対する贈与に 政府との間の書簡の交換に関する件 関する日本国政府とザンビア共和国 関する法律第五条の規定による認証 をした件(法務八二、八三)

報

○国債証券買入銷却法第一条の規定に よる国債の買入消却に関する件 (財務一二〇)

(農林水産六六四~六六九)

〇中小企業信用保険法第二条第五項第 四号の災害及び地域を指定する件 (経済産業七三)

〇国土交通省関係住宅宿泊事業法施行 規則第九条の四第一項の規定に基づ

〇砂防法第二条の土地を指定する件

〇道路に関する件 三四一、三四二

(東北地方整備局四九)

ᄪ

〇裁判外紛争解決手続の利用の促進に

(外務一四七)

〇保安林の指定施業要件を変更する件

く登録実務講習の登録の件 (国土交通三四〇)

関係

〇道路に関する件

0

 \triangleright

0

0 道路に関する件 (九州地方整備局八〇)

(北海道開発局四四~四九) 国会事項

Ŧ.

会社その他

Ŧ.

人事異動

国家公安委員会 警察庁 福岡県

皇室事項

官庁報告

官庁事項

国営東近江土地改良事業(区画整理・ 農業用用排水) (農林水産省) 計画の公告

北海道開発局公示(北海道開発局) 近畿地方整備局公示(近畿地方整備局

法 務

公証人任免 (法務省)

産 業

日本産業規格 (経済産業省・国土交通省、

国土交通

告

公

省

諸 事 項

等取扱契約締結事業者の営業の廃止 登録を受けたクレジットカード番号

相続、 公示催告、 失踪、 破産、

特殊法人等 清算、再生、 所有者不明関係

外務省共済組合定款の一部変更関係 特別

その

他告示

〇法務省告示第八十二号 基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の (平成十六年法律第百五十一号)第五条の規定に 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

づき、公示する。 令和七年四月二十五日

認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基

認証紛争解決事業者の名称及び住所 法務大臣

株式会社DDR

トE--: 東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコー

認証年月日

令和七年四月一日

〇法務省告示第八十三号

認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基 基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の づき、公示する。 (平成十六年法律第百五十一号) 第五条の規定に 令和七年四月二十五日 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

法務大臣

認証紛争解決事業者の名称及び住所 認証年月日 株式会社チャイルドサポート 東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

令和七年四月十一日

〇外務省告示第百四十七号

換がザンビア共和国政府との間に行われた。 国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交 令和七年三月十三日にルサカで、ザンビア共和 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計

で合意する生産物及び役務の購入 贈与額 一億八千二百万円

画等を実施するために必要な両政府の関係当局

日本側 署名者 贈与の供与期限 令和九年三月三十一日 竹内一之在ザンビア大使

4

ザンビア側 令和七年四月二十五日 務・国家計画大臣シトゥンベコ・ムソコトワネ財

外務大臣 岩屋 毅

〇財務省告示第百二十号

により令和七年三月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定

令和七年四月二十五日

財務大臣臨時代理 国務大臣 村上誠一郎

(別表)

	습	n	n	n .	n	利付国庫債券(物価連動・10年)	国債の名称
		第29回	第28回	第25回	第24回	第23回	記号
	20,100,000,000円	7,300,000,000円	4,400,000,000円	400,000,000円	1,000,000,000円	7,000,000,000円	額面金額の総額
		101.79円	102.69円	107.44円	103.62円	103.64円	額面金額100円当た りの買入価格
_	\ (-	-1				三版	

〇農林水産省告示第六百六十四号

指定施業要件を変更する。 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

令和七年四月二十五日

官

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県唐津市(次の図に示す部分に限る。) 農林水産大臣 江藤 拓

三 保安林として指定された目的 変更後の指定施業要件 水源の涵養

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木 当該立木の所在する市町村に係る市町

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 及び樹種 次のとおりとする。 そ

備え置いて縦覧に供する。

備え置いて縦覧に供する。)

の図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に

〇農林水産省告示第六百六十五号

指定施業要件を変更する。 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

る。

令和七年四月二十五日 保安林として指定された目的 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所農林水産大臣 江藤 拓 佐賀県唐津市(次の図に示す部分に限る。) 土砂の流出の

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

2 その他の森林については、主伐に係る伐唐津市(次の図に示す部分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐によ

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町と係る市町村に係る市町 ものとする。 採種を定めない。

3

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三十三条の二の規定により、 指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

保安林として指定された目的 福井県勝山市荒土町細野一一六字新道上山 一七の三、一七の四 土砂の流出の

主伐に係る伐採種は、定めない

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供す

〇農林水産省告示第六百六十七号

岡山県苫田郡鏡野町(次の図に示す部分に限指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 農林水産大臣 江藤 拓

保安林として指定された目的 変更後の指定施業要件 水源の涵養

立木の伐採の方法

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする。

〇農林水産省告示第六百六十六号

次のように保安林の

令和七年四月二十五日 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場農林水産大臣 江藤 拓 所

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福

三十三条の二の規定により、次のように保安林の森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 指定施業要件を変更する。 令和七年四月二十五日

主伐に係る伐採種は、定めない。

ものとする。

の図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に 備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種

三十三条の二の規定により、 指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林の

令和七年四月二十五日

岡山県津山市(次の図に示す部分に限る。)指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 保安林として指定された目的 農林水産大臣 水源の涵養 拓

立木の伐採の方法

変更後の指定施業要件

は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 ものとする 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

〇農林水産省告示第六百六十九号

指定施業要件を変更する。 三十三条の二の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林の伴第二百四十九号)第

令和七年四月二十五日

晨林水産大臣

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岡山県苫田郡鏡野町(次の図に示す部分に限

変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 水源の

立木の伐採の方法

三

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。

の図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ

〇農林水産省告示第六百六十八号

官

重力多に保る第	★予くそこと 令和七年三月二十三日に発生した	罗		令和七年四月二十五日	号の災害及び地域を次のように指定する。	中小企業信用保険法(昭和二十五年	〇経済産業省告示第七十三号	
	愛媛県				_්	法律第二		
西条市	今治市	均均		経		百六十四号)第二条第五		
利士年七月二十四	令和七年三月二十三日か	打	三月 月	済産業大臣 武藤 容治		項第四号の規定に基づき、一		
-	三十		二十		十九	同	十八	
上京東	点	東	点北	東	点	東	点北	
上靠三 LUK I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	緯三九度五四	経一四一度	4緯三九度五四分五○秒○七七五	· 経一四一度三四分五八秒七一三〇	北緯三九度五四分五〇秒一二八四	《経一四一度三四分五八秒五七七八	≒緯三九度五四分五○秒一一九九	
ī	四十四点		四十三点		四十二点		四十一点	
上東経一		東経一	北緯三	東経一	北緯三	東経一	北緯三	
国门 這樣 化鞣造 电聚合四分国式砂 异国国人国一度三四分五九秒八二一	度石	四一度三五分〇〇秒	二九度五四分四六秒七五	四一度三五分○○秒一三○七	二九度五四分四六秒八七二三	四一度三五分○○秒二 三	二九度五四分四七秒○	

○国土交通省告示第三百四十号

号の規定により、 項の規定により、 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 令和七年四月二十五日 次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第九条の十七第條住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)第九条の四第 公示する。 国土交通大臣 中野 洋昌

	, ,	• • •								_			,															
五点	四点	三点		二点		一点	た土地	んだ線及	\mathcal{O}	岩手		国境			令和七	二号)笙	で、砂防	規定によ	砂防法	国土	登	七 登録	登	法	住	三氏名	二登録	一登録
一四一度三四分五七三九度五四分五二秒	度五四分五三秒 一度三四分五十	三九度五四分五三秒	一四一度三四分五	三九度五四分五三秒五	一四一度三四分五七秒九七	三九度五四分五三秒		び一点と九十二点を結んだ線に囲ま	ち、次の一点から九十二点までを順次	県下閉伊郡岩泉町門字国境の区域内	法第二条の土地の		法第二条の土地に係る河川	国土交通大	四月二	一条の規	施行規程(明治三十年	り、同	(明治三十年法律第二-	号	実務講習事務を開始する年月日 令和	実務講習事務を行う事務所の所在地	実務講習事務を行う事務所の名称 株	である場合の代表者の氏名 見上	東京都港区赤坂四―十三―五 三	又は商号若しくは名称 株式会社グ	番号 (一)第〇	啄年月日 令和七年四月二十五日
十七点	十六点	十五点		十四点		十三点		十二点		十一点		十点		九点		八点		七点		六点	四月二十	都	社グラデ			ア		
経一四一度三四分五八秒⇔年三九度五四分五○秒○経一四一度三四分五八秒	度五四分五〇秒一四一度三四分五八秒一	緯三九度五四分五○秒四五二○	一四一度三四分	三九度五四分五(一四一度三四分	三九度五四分五(一四一度三四分	三九度五四分五(一四一度三四分	三九度五四分五(一四一度三四分	三九度五四分五(一四一度三四分	三九度五四分五	一四一度三四分五七秒八	三九度五四分五一秒三八	一四一度三四分五七秒八	三九度五四分五一秒九	経一四一度三四分五七秒八	北緯三九度五四分五二秒〇三二七	日	四一十三一五 三十五号						
四十点	三十九点	三十八点		三十七点		三十六点		三十五点		三十四点		三十三点		三十二点		三十一点		三十点		二十九点		二十八点		二十七点		二十六点		二十五点
東経一四一度三五分○○秒○一八八上粮三九度五四分四七秒四七二一東経一四一度三五分○○秒二一四五	三九度五四分四七秒六四六〇一四一度三五分〇〇秒二七九	三九度五四分四七秒七〇四〇	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四七秒上	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四七秒日	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四八秒	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四八秒	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四八秒	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四八秒四	一四一度三五分〇〇秒	三九度五四分四八秒二	一四一度三四分五九秒	三九度五四分四八秒上	一四一度三四分五九針	三九度五四分四九秒(一四一度三四分五九針	三九度五四分四九秒(一四一度三四分五九秒	三九度五四分四九秒	一四一度三四分五八秒	三九度五四分四九秒	経一四一度三四分五九秒	度五四分四九秒四九七

二十一点 二十三点 一十四点 十二点 東経一 北緯三九度五四分四九秒六三四七 北緯三九度五四分四九秒八○四五 北緯三九度五四分四九秒八四七七 北緯三九度五四分四九秒八八五五 栏一四一度三四分五九秒一一七五 烂三九度五四分四九秒四九七五 ≒三九度五四分四九秒三四○一 四一度三四分五八秒八五五 四一度三四分五九秒二八三〇 四一度三四分五九秒一八六 四一度三四分五九秒一二一〇 一度三四分五九秒○六八

竺二九度五四分四八秒四七八二 性一四一度三五分〇〇秒一一五〇 愕三九度五四分四九秒○五 栏一四一度三四分五九秒二一六〇 忙一四一度三五分○○秒一七四 ||三九度五四分四八秒五四二三 芸力度五四分四八秒七六六九 栏一四一度三四分五九秒四九四 ≒三九度五四分四九秒○九三二 ||三九度五四分四九秒||七三|| 三九度五四分四八秒二九九二 四一度三四分五九秒四二四三 四一度三四分五九秒九〇九三 四四 五十点 四十九点 四十七点 四十六点 四十五点 四十四点 五十一点 五十二点 十八点

北緯三九度五四分四六秒九八五五

北緯三九度五四分四六秒九四二二

四一度三四分五八秒八四六三

北緯三九度五四分四六秒八九七八 一四一度三四分五八秒五七七九 北緯三九度五四分四七秒○六八一

四一度三四分五九秒一八一〇

北緯三九度五四分四七秒一四六六

四一度三四分五九秒三八九四

四一度三四分五九秒六二八五

北緯三九度五四分四六秒七四四八

忙一四一度三五分○○秒二二二○ 五十六点 五十五点 五十四点 五十三点 北緯三九度五四分四七秒二六〇八 北緯三九度五四分四六秒九九一五 北緯三九度五四分四六秒六〇五五 北緯三九度五四分四七秒一○六八 四一度三四分五七秒九一三八 四一度三四分五七秒三三三九 四一度三四分五七秒三六二七 四一度三四分五八秒一九一八

北緯三九度五四分四六秒五七〇四

四一度三四分五八秒〇四八六

北緯三九度五四分四六秒八二七〇

四一度三四分五八秒三二六八

五十八点 五十七点 北緯三九度五四分四七秒三八〇〇 北緯三九度五四分四七秒五三一五 四一度三四分五八秒八三三七 四一度三四分五八秒四二一九 四一度三四分五八秒六五三二

二九度五四分四七秒七九五〇 四一度三四分五八秒五五九七 四一度三四分五八秒九一一〇

北緯三九度五四分四七秒五九五九

北緯三九度五四分四七秒九三四七 三九度五四分四八秒一七八九 一九度五四分四八秒一五九二 兀 四一度三四分五八秒四一三三 一度三四分五八秒五七六六 一度三四分五八秒七三九五

六十二点

六十三点

六十一点

五十九点

六十点

官

一四一度三四分五三 一四一度三四分五三 一四一度三四分五三 一四一度三四分五三 一四一度三四分五三 一四一度三四分五三 一四一度三四分五三	度五四分五二秒 \bigcirc 一度三四分五二秒一四五三 度五四分五二秒一四五三 度五四分五二秒一四五三 度五四分五二秒四九八五 度五四分五二秒二二十二 度五四分五二秒二二十二 度五四分五二秒二二十二 度五四分五二秒二二十二 一度三四分五二秒四九八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	-四一度三四分五一秒八元三九度五四分五一秒八六三九度五四分五一秒六五一秒三五四分五七秒六二十秒六二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一四一度三四公五三九度五四分五三九度五四分五三九度五四分五三九度五四分五三四分五四分五四分五四分五四分五四分五十四十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	- 四一度三四分五八秒二十二 一四一度三四分五〇秒〇四四二 三九度五四分五〇秒〇四四二 三九度五四分五〇秒〇四四二 三九度五四分五〇秒〇四四二 一四一度三四分五〇秒〇二九五 一四一度三四分五〇秒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	三九度五四分四八秒二一八三九度五四分四八秒二二九度五四分四八秒四二十三九度五四分四八秒九五六秒四二十三九度五四分四八秒九五六一四一度三四分五八秒八五六十五十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
一四一度一八分○三秒七四○度一○分○六秒四六一四一度一○分○六秒四六八四○度一○分○六秒七五四○度一○分○六秒七五四○度一○分○六秒七五四○度一○分○六秒五七0四度一○分○六秒五七0四度一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○五秒一回一度一八分○三秒七	○ 四 ○ 度	東経一四一度一〇分〇六秒二点 北緯四〇度一〇分〇六秒五四一点 北緯四〇度一〇分〇六秒六七二点 北緯四〇度一〇分〇六秒六七二点 北緯四〇度一〇分〇六秒六十二点 北緯四〇度一〇分〇六秒六六点	0.土地に係る河川の 一戸町小鳥谷字中屋 一戸町小鳥谷字中屋 一点と四十点を結ん	方法第二条の上也こ系る可以 大法(明治三十年法律第二十二号 第一条の規定に基づき、告告 第一条の規定に基づき、告告 第一条の規定に基づき、告告 大年四月二十五日 国土交通大臣	三九度五四分五 三九度五四分五 三九度五四分五 三九度五四分五 一四一度三四分五 一四一度三四分五 一四一度三四分五 分五分五
大学は了整備にもえきが、手 大学は了整備にもえきが、手 その関係図面は、令和七年四月二十五日から二周 令和七年四月二十五日 会和七年四月二十五日から二周 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日から二周 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日から二周 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日から二周 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日から二周 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日 一年の関係図面は、令和七年四月二十五日	ように道路の供用を開始するので、道路ように道路の供用を開始するので、道路では、令和七年四月二十五日から関係図面は、令和七年四月二十五日から関係図面は、令和七年四月二十五日から関係図面は、令和七年四月二十五日から時、名 供 用 開 始和七年四月二十五日 開 始ち 整備司告示着八十号	□ T M M M M M M M M M M M M M M M M M M	四点	二十一点 北緯四〇度 二十一点 北緯四〇度 末経一四一度 北緯四〇度 北緯四〇度 1	十三点 北緯四〇度一 十四点 北緯四〇度一 十五点 北緯四〇度一 十五点 北緯四〇度一 東経一四一度 北緯四〇度一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項のの 区 間 図 面 縦 覧 場 所の 区 間 図 面 縦 覧 場 所の 区 間 図面 縦 覧場 所	5同市渋民字鶴飼一四番四 東北地方整備局及び同局岩の 区 間 図 面 縦 覧 場 所 東北地方整備局長 西村 拓東北地方整備局長 西村 拓	東経一四一度一 三十九点 北緯四〇度一〇 東経一四一度一〇 東経一四一度一〇	三十八点 北緯四〇度一〇 三十七点 北緯四〇度一〇 三十七点 北緯四〇度一〇 三十七点 北緯四〇度一〇 東経一四一度一〇	三十五点 北緯四〇度一〇分〇六秒九七九三十二点 北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三十三点 北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三十三点 北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三十四点 北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三十四点 北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三十五点 北緯四〇度一〇分〇六秒九七九	二十七点 北緯四○度一○ 二十八点 北緯四○度一○ 二十九点 北緯四○度一○ 三十点 北緯四○度一○ 東経一四一度一 東経一四一度一 東経一四一度一 ○ 東経四四一度一 ○ 中 京 下 京 和 二十九点 北緯四○度 ○ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

報

官

道路の種類

一般国道

道路の区域

線名

一百二十七号

区

で一北

番海

図面縦覧場所

北海道開発局及び同局函館開発建設部

〇北海道開発局告示第四十四号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、令和七年四 月 二十五日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 般の縦覧に供する。 第十八条第一項

 (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) 道路の種類 令和七年四月二十五日 一般国道

北海道開発局長

坂場

武彦

道路の区域 路線名 四十四号

間

後変

別更

敷

地

の

幅

員

延

長

備

考

敷係 C

の面及

mから同町糸魚短道厚岸郡厚岸町 四尾 二幌 一番七ま七 前

DCBA DCBA

一 二 一九一三キュ 八七三八メー 六二九五ト 三三八三ル

後 路開発建設部

〇北海道開発局告示第四十五号 北海道開発局及び 同局釧

規定に基づき、 次のように道路の区域を変更したので、 告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二 令和七年四月二十五日 週間 般の縦覧に供する。

海道開発局長

坂場

武

彦

路

線

+

一の山六六番五まで |海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局函館開発建設部で 後部町字上の山六七番三から同町字 前

上北

〇北海道開発局告示第四十六号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項

その関係図面は、令和七年四 月 干 五日から 一週間 般の縦覧に供する。

北海道開発局長

坂場

武彦

の

令和七年四月二十五日

道路の種類 般国道

道路の区域 線名 |百七十八号

古部町道有林渡島東部管理区四六林班地内 区 間 後変別更 後前 前 四四

敷

地

0

幅

員

延

長

000

> 六八・四八 | 二十十二 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

〇〇_{キロ} 三三メ 七七!

三二十二ル

認を求めるの件

間 後変 別更

前 敷 地 0 幅

員 延

長

国

会 事

項

用開始の期日

令和七年四月二十六日

五五 ○○ 七七 5 5 ー・メ 八八ト 四四ル 〇〇+ロメート 二二 七七 九九ル

衆 議 院

条約送付通知書受領

認することを議決した次の件を内閣に送付した旨 通知書を受領した。 四月二十三日参議院議長から、 国会において承

ルクメニスタンとの間の条約の締結について承 に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び 承認を求めるの件 とウクライナ政府との間の条約の締結について に脱税及び租税回避の防止のための日本国政府 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

〇北海道開発局告示第四十七号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間 般の縦覧に供する。

|百二十七号 令和七年四月二十五日 用 開 始 「六七番三から同町字上」の 区 間 北海道開発局長 図 面 縦 坂場 覧

場

所

館

武

彦

0)

山六六番五まで北海道檜山郡厚沢部町字上の山 0) 開発建設部 部局及び同局函

供用開始の期日 令和七年四月1 一

〇北海道開発局告示第四十八号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二 二項

0

その関係図面は、令和七年四月二十五日から一 令和七年四月二十五日 週 間 般の縦覧に供する。 海道開発局長

坂場

武 彦

所

館

百七十八号 路 線 名 番一地先まで函館市尾札部町一 用 八三五 開 番 始 一から同 の 市尾札部町一八三 区 間 五. 開発建設部 図 面 部発 縦 局及び同局函 覧 場

供用開始の期日 令和七年四月1 一十五日

〇北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第1

一般の縦覧に供する。

規定に基づき、告示する。 その関係図面は、令和七年四月二十五日から一 一週間

項

令和七年四月二十五日 八 名 号 用 始 0 区 間 北海道開発局長

図

面

縦

覧

場

所

丌

坂場

武

二項

0)

北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番 地内

ルメニア共和国との間の条約の締結について承 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア 開発建設部北海道開発局及び同局旭

いて承認を求めるの件 和国との間の協定を改正する議定書の締結につ 認を求めるの件 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共

議案通知書受領

件を承認することを議決した旨の通知書を受領し た。 四月 一十三日参議院から、 本院の送付した次の

とウクライナ政府との間の条約の締結について 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び 承認を求めるの件 に脱税及び租税回避の防止のための日本国政府

官

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び クメニスタンとの間の条約の締結について承

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共 認を求めるの件 ルメニア共和国との間の条約の締結について承 に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア

いて承認を求めるの件 和国との間の協定を改正する議定書の締結につ

質問書提出

のとおりである。 四月二十三日議員から提出した質問主意書は次

がん検診の新技術に関する質問主意書 山林火災の消火活動に海水を利用することに関 (井坂信

する質問主意書(井坂信彦提出 子どもの自殺防止に関する質問主意書 (井坂信

難民認定申請者の保護に関する質問主意書 £

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得 の開示に関する質問主意書(五十嵐えり提出) 規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報 の機会損失と海賊版対策に関する質問主意書 ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小 八幡愛提出 議案付託

及び感染症対策等に関する質問主意書(八幡愛 統合型リゾート (IR)開設に伴う性風俗産業

議事日程

四月二十四日の議事日程は次のとおり。 議事日程 第二十一号

令和七年四月二十四日 (木曜日)

午後一時開議 人工知能関連技術の研究開発及び活用の

推進に関する法律案(内閣提出) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小 企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提

(内閣提出)

出

第四 法律案 (内閣提出) 特別会計に関する法律の一部を改正する

第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置 入港禁止の実施につき承認を求めるの件 法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

に関する協定の締結について承認を求めるの 洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用 ずれの国の管轄にも属さない区域における海 海洋法に関する国際連合条約に基づくい

第七 承認を求めるの件 関する条約(第百五十五号)の締結について 職業上の安全及び健康並びに作業環境に

第八 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格 結について承認を求めるの件 証明並びに当直の基準に関する国際条約の締

提出)の趣旨説明 する法律等の一部を改正する法律案(内閣 滑化等を図るための建物の区分所有等に関 老朽化マンション等の管理及び再生の円

議 院

出案を委員会に付託した。 四月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提

訟法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴 法務委員会に付託

第五号) 航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公 の協定の締結について承認を求めるの件 航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間 (閣条

国との間の協定の締結について承認を求めるの

(閣条第六号)

認を求めるの件 (閣条第一〇号) を設立する協定の第二次改正の受諾について承 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター 結について承認を求めるの件(閣条第九号) のサービスの貿易に関する一般協定の日本国 された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締 千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成

議決通知

とウクライナ政府との間の条約の締結についてに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府 承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

ルクメニスタンとの間の条約の締結について承に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト 認を求めるの件

認を求めるの件

いて承認を求めるの件 和国との間の協定を改正する議定書の締結につ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共

条約送付及び通知

した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知四月二十三日国会において承認することを議決

承認を求めるの件 とウクライナ政府との間の条約の締結について に脱税及び租税回避の防止のための日本国政府 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

ルクメニスタンとの間の条約の締結について承 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び 認を求めるの件 に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア

いて承認を求めるの件 和国との間の協定を改正する議定書の締結につ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共 認を求めるの件 ルメニア共和国との間の条約の締結について承

辞職を承認する

事 異 動

国家公安委員会

(科学警察研究所総務部長) 警

外交防衛委員会に付託

宮城県警察本部長を命ずる

杉本 伸 Ï

警視監に任命する

(同) 同

同

(警察庁長官官房付)

辞職を承認する(各通)

出案を承認することを議決した旨衆議院に通知し 四月二十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提 山梨県警察本部長を命ずる |重県警察本部長を命ずる

(警察庁長官官房付)

警視長

仲村

敦澤

洋

司

西

康弘

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び 鳥取県警察本部長を命ずる 兵庫県警察本部長を命ずる

警視長に任命する

(警察庁長官官房総務課理事官)

青山

真

(警察庁長官官房参事官

調整・刑事手続のIT化・統(警察庁長官官房参事官(総合

ルメニア共和国との間の条約の締結について承 に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア 所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

高知県警察本部長を命ずる

計総括担当))警視長

岩田

弘

(警察庁刑事局捜査第一課長)

北海道警察函館方面本部長を命ずる(警察大学校警備教養部長)同

(以 上 田

秀人

昭

月三

熊本県警察本部長を命ずる

十一旦

庁

(警察庁長官官房技術総括審 官) 警察庁技官 为 雄 人

(警察大学校附属警察情報通信 大森

辞職を承認する(各通) (関東管区警察学校長) 警視監 那須 光 正 博 栄 修 治

警察庁長官官房付を命ずる (宮城県警察本部長) (近畿管区警察局長) 同同 (各通 細田 大原

辞職を承認する(各通 (同) 同 (警察庁長官官房付) 同 大原 細 田

光 正 博

警視監に任命する (警察庁交通局交通指導課長) 警視長

丈男

(北海道警察函館方面本部長) 同(高知県警察本部長) 同 高清水善弘 明

警察庁長官官房付を命ずる(各通) 同 小栁津 藤 奨

明

伊藤 奨

	7		<u>수</u>	秫	1 7	7 4	年	4		2	:5	日		金	曜日				Ί	言				報						5		1 4	45	53	3 ₹									
報通信部長を命ずる	山本	(関東管区警察局	を命ずる	(科学警察开究所削所長) 司	警備教養部長兼務を命ずる	森本	別捜査幹部研修所付兼警察政	(警察大学校警務教養部長兼特		问情報技術解析課長兼務	バー捜査課長) 同種田 #	(警察庁サイバー警察局サイ	警察庁交通局交通指導課長を命ずる	同	(神奈川県警察本部刑事部長)	る ;	(警察庁長官官房付)警視長 山本馬仟を命する		庁長官官房参事官(サイバー情報担当)		官「具」野田	(为署官房为署参事官 (为署情	ずる	T化・統計総括担当)兼生活安全局付兼刑事局付	庁長官 信	士命する	色		5 !: ;	(警察庁長官官房付)同 野村	官房付を命ずる	果警察本部長)警視長 野村	警察大学交別属警察情報通言学交長を命ずる	こ壬命する	监	_ /	技術総括審議官を命ず			管区警察局長を命ずる	(兵庫県警察本部長) 同 村井		村田	(中国四国管区警察局長) 警視
_	栄幹			刊 明 —	-	敦 司 一					英明			慶			哲也		兼警		哲之				I —		幸 欠 —			明美	-	朋 美 —			佳 市			誠			紀之		達哉	_
議長 藏内 勇夫	- - - - -	香亰勝司議長は、四月十一日辟職し、司日欠の(詣封通為	•	福 岡 県			日	四国管区警察局情報通信部長を命ずる()司令「警》」十二		以を命ずる ニュー	通科学第二研究室長)同 岡村 和子	(科学警察研究所交通科学部交	凹部長事务取扱を命	(科学警察研究所長) 司 「		別法科学第三部	警察大学校サイバー警察教養部長兼教授を命ずる	等視長に任命する 警視長に任命する		~ 対策研究・研修センター		近畿管区警察学校長を命ずる(以上三月三十一日)	· 屏監察官)警視正	務監察部首	関東管区警察学校長を命ずる	警視長 伊藤 健一	(警察庁長官官房人事課監察官)	東北管区警察学校長を命ずる	警視正に任命する	事務官 佐藤 卓也	一分析	(内閣官房内閣衛星情報	信部長を命ずる	警察庁技官 初川 泰介	(関東管区警察局情報通信部長)		区警察局総務監察・広域調整部長を		(佐賀県警察本部警務部長	中部管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる		術解析課長)同塚本 雅人	(警察庁サイバー警察局情報技
面縱覧場所	占用の制限の開始の期日	; ; ; ;	慧	は、この限りでない。	に	ただし、電柱を地	認められた電柱の更新又は移設に	四 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱	海道空知郡南富良野町字幾寅六		占用を制限す	はいりのこと	が	全和七年四月二十五日 (1)	関係区	ること	道路法(昭	発局	られたことを知った日の翌日から起昇して6か月	· X		水産大臣に審査請求をすることができる。		なお、この土地改良事業計画については、統覧	0	当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧	を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、	画整理・農業用用排水)につき土地改良事業計画	1項の規定に基づき、国営東近江土地改良事業(区	土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第	水)計画の公告	国営東近江土地改良事業(区画整理・農業用用排	官庁事項	Ī	3		Ш	(渋谷区)	· *	天皇陛下は、四月十八日午後六時十六分御出門、	行幸]	皇室事項	
5同局旭川開発建	一六日	ハを防止するため	口用を制限するこ	7,0	用地を確保するる	電柱を地上に設けるやむ	の更新又は移設に	りる電柱(占用の		域	Ì				週間一般の縦覧に	止に基づき次のと	「条第一項の規定				一般国道 1	消路の種類 路		令和7年4月	第4項の規定に	線共同溝を整備	7年法律第39号	電線共同溝の	近畿地方整備局	農林水産省	3 縦覧場所	令和7年4	2 縦覧期間	×	国宮果近江			工作事许江田守事许江	1 経暦7年や	-	会和7年4月	取消しの訴えを	する者は法務大	以内に、国を被

以内に、国を被告として(訴訟において国を代表 取消しの訴えを提起することができる。 する者は法務大臣となる。)、土地改良事業計画の

令和7年4月25日

縦覧に供すべき書類の名称 国営東近江土地改良事業計画書 (区画整理) 農林水産大臣 **江藤**

拓

水) の写し 国営東近江土地改良事業計画書(農業用用排

縦覧場所

令和7年4月25日から令和7年5月16日まで

近畿地方整備局公示 農林水産省近畿農政局のウェブサイト

第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。 線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条 7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電 令和7年4月25日 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成

道路の種類 路線名 近畿地方整備局長 長谷川朋弘

171号 高槻市朝日町200番7から 同市富田丘町200番37まで の上下線

間一般の縦覧に供する。 条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する に基づき次のとおり公示する。

北海道開発局長

坂場

武彦

考

更新又は移設によるものを除く。) る電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を

2地を確保することができないと認められる場合 上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の

同局旭川開発建設部 を防止するため。 用を制限することにより、災害が発生した場合に

法 赘

公証人任免

日) 元公証人水野谷幸夫の後任を命ぜられた。(四月一元公証人水野谷幸夫の後任を命ぜられた。(四月一森田祐一は公証人に任命され、札幌法務局所属

を免ぜられた。東京法務局所属公証人渡辺登は願により公証人

日)(法務省)属公証人渡辺登の後任を命ぜられた。(以上四月二屆中主性中理比古は公証人に任命され、東京法務局所

陞 業

日本産業規格

令和7年4月25日に下記の日本産業規格を改正 したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号) 第19条の規定に基づき公示する。

令和7年4月25日

経済産業大臣 武藤 容治 国土交通大臣 中野 洋昌

記

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

コンクリート用語 (内容省略)

A0203

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(https://www.jisc.go.jp)において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

令和7年4月25日に下記の日本産業規格を廃止 したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号) 第19条の規定に基づき公示する。

令和7年4月25日

国土交通大臣 中野 洋昌 記

廃止された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

床の滑り試験方法(振子形) A

A1407

公 "

諸 事 項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営 業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社NTTデータグループ
本店の所在地	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
登 録 番 号	関東 (ク) 第155号
営業廃止年月日	令和6年12月27日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	日本チェリー株式会社
本店の所在地	東京都新宿区市谷本村町2番3号
登 録 番 号	関東 (ク) 第180号
営業廃止年月日	令和7年3月14日

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40069号

神戸市中央区中山手通6丁目4番32号 MM ビル102号

申立人 國本 勝

本籍神戸市兵庫区御崎町1丁目5番、最後の住所神戸市兵庫区御崎町1丁目5番15号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年11月14日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和32年7月26日、職業無職

被相続人 亡 岩崎 かよ

神戸市中央区海岸通6番地 建隆ビルⅡ3階 神戸パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 唯人 催告期間満了日 令和7年11月7日

神戸家庭裁判所

令和6年(家)第30549号

広島市安佐北区落合5丁目29番11号 申立人 沖岡 裕

本籍広島市安佐北区落合5丁目21番地13、最後の住所広島市安佐北区落合5丁目29番11号、死亡の場所広島市安佐南区、死亡年月日令和6年8月10日、出生の場所広島県安佐郡落合村、出生年月日昭和16年5月18日、職業無職

被相続人 亡 西野 スイ 事務所広島市中区八丁堀2番31号 広島鴻池 ビル905 熊野量規法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 麗子

催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

令和6年(家)第30560号

広島市南区南大河町19番8号 申立人 原 久美子 本籍広島県呉市宮原12丁目14番地、最後の住所広島市南区南大河町19番8号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成28年9月29日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和25年10月14日、職業自営業

被相続人 亡 原 里志

事務所広島市中区八丁堀4-4 エイトバレー八丁堀401号室 大本卓志法律事務所相続財産清算人 弁護士 大本 卓志 催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30001号

広島県東広島市安芸津町三津3575番地 申立人 南 讓

本籍広島県東広島市安芸津町三津4142番地 1、最後の住所広島県東広島市安芸津町三津 4142番地1、死亡の場所広島県東広島市、死 亡年月日令和6年10月2日、出生の場所広島 県賀茂郡安芸津町、出生年月日昭和28年7月 24日、職業無職

被相続人 亡 黒川 恭児 事務所広島市中区鉄砲町 1 番20号 相続財産清算人 文田 伸 催告期間満了日 令和 7 年11月 5 日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30051号

広島市南区向洋新町3丁目34番19号 申立人 株式会社やぶや

本籍広島市安芸区矢野西1丁目5420番地、最後の住所広島市安芸区矢野西1丁目37番2号、死亡の場所広島市安芸区、死亡年月日推定令和6年3月2日、出生の場所広島市安芸区、出生年月日昭和24年8月2日、職業無職被相続人亡 畠山 清治

事務所広島市中区上幟町1番15-602号

相続財産清算人 司法書士 池邉 秀樹 催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

\sim

令和7年(家)第30010号

広島県呉市警固屋4丁目14番9号

申立人 宮本れい子

本籍広島県江田島市江田島町小用2丁目甲7525番地1、最後の住所広島県呉市焼山中央1丁目23番10号、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日推定令和2年3月17日、出生の場所広島県安芸郡江田島町、出生年月日昭和27年2月24日、職業無職

被相続人 亡 宮岡 敏幸

事務所広島市中区上幟町1番3号ソフィア コート上幟町3階

相続財産清算人 司法書士 江崎 諭 催告期間満了日 令和7年11月10日

広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第30021号

広島県尾道市高須町5633-34

申立人 赤迫恵美子

本籍広島県尾道市久保1丁目705番地、最後の住所広島県尾道市久保1丁目8番12号、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和33年10月24日、職業無職

被相続人 亡 中井 茂晴

事務所広島市佐伯区五日市中央1丁目3番34号2F

相続財産清算人 司法書士 中尾 雅寛 催告期間満了日 令和7年11月21日 広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第34号

香川県善通寺市文京町2丁目1番1号 申立人 善通寺市

本籍香川県善通寺市大麻町2667番地2、最後の住所香川県善通寺市大麻町2667番地2、死亡の場所香川県仲多度郡琴平町、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所香川県仲多度郡善通寺町、出生年月日昭和17年11月4日、職業不明

被相続人 亡 大場 洋一

香川県丸亀市塩飽町48-1 丸亀プラザビル 3階 丸亀みらい法律事務所

相続財産清算人 久保田 仁

催告期間満了日 令和7年11月30日

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第38号

東京都中央区銀座6丁目17番1号申立人 東京信用保証協会

本籍香川県三豊市仁尾町仁尾丁1015番地2、最後の住所香川県坂出市京町3丁目7番27号 労住協第11ビル京町マンション506号、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年6月4日、出生の場所香川県綾歌郡端岡村、出生年月日昭和13年5月7日、職業会社役員被相続人 亡 琢磨 忠嗣香川県坂出市久米町1丁目14番14号 坂出商工会館3階 坂入法律事務所相続財産清算人 弁護士 坂入 誠催告期間満了日 令和7年11月30日

令和7年(家)第80号

愛媛県宇和島市保手5丁目17番9号 申立人 松澤 恰

本籍愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲464番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3768番地3、死亡の場所愛媛県北宇和郡鬼北町、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所愛媛県北宇和郡立間尻村、出生年月日昭和10年10月3日、職業無職

被相続人 亡 藤堂 美幸

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3881番地 相続財産清算人 司法書士 増本 園 催告期間満了日 令和7年12月1日

松山家庭裁判所字和島支部

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第1047号

高知市越前町2丁目12番5号

申立人 細田 長司

本籍高知県室戸市羽根町乙1206番地、最後の住所高知市南金田9番8号 高知ハーモニー・ホスピタル、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所高知県室戸市、出生年月日昭和35年11月18日、職業無職

被相続人 亡 森 律雄 事務所高知市越前町2丁目12番5号 相続財産清算人 司法書士 細田 長司 催告期間満了日 令和7年11月21日

高知家庭裁判所

令和6年(家)第7442号

福岡県久留米市野中町18番地17

申立人 吉田 浩明

本籍福岡県久留米市善道寺町与田848番地1、 最後の住所福岡県大野城市旭ケ丘2丁目13番 1号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月 日令和6年4月21日頃から30日頃までの間、 出生の場所福岡県浮羽郡田主丸町、出生年月 日昭和34年6月2日、職業不明

被相続人 亡 吉田 正臣

事務所福岡県糟屋郡粕屋町内橋西2丁目20番 37号

相続財産清算人 司法書士 矢野 敏一催告期間満了日 令和7年11月28日

福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7022号

福岡県福岡市博多区住吉4丁目20-12 申立人 久保 俊哉

本籍福岡市博多区相生町2丁目26番地、最後の住所福岡市博多区住吉4丁目20番12号、死亡の場所福岡市博多区、死亡年月日平成7年3月9日、出生の場所熊本県上益城郡下仲間村、出生年月日明治43年4月25日、職業不明被相続人 亡 尾花 サヨ

事務所福岡県福岡市中央区大名1丁目8番12 号第二西部ビル4階

相続財産清算人 弁護士 松田 真禎 催告期間満了日 令和7年11月28日

福岡家庭裁判所

令和7年(家)第2008号

福岡県久留米市国分町1466番地6森ビル2階申立人 村上 智美

本籍福岡県久留米市東合川町512番地、最後の住所福岡県久留米市東合川町512番地、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和7年1月27日頃、出生の場所福岡県三井郡立石村、出生年月日昭和28年10月10日、職業無職被相続人 亡 江頭 登

福岡県久留米市国分町1466番地6森ビル2階 相続財産清算人 司法書士 村上 智美 催告期間満了日 令和7年11月5日

福岡家庭裁判所久留米支部

令和7年(家)第9003号

東京都港区浜松町2丁目3番1号 申立人 オリックス債権回収株式会社 本籍北九州市八幡西区幸神4丁目5番、最後 の住所北九州市八幡西区幸神4丁目5番4号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死 亡年月日令和5年3月23日、出生の場所福岡 県北九州市小倉北区、出生年月日昭和58年6月5日、職業自営業

被相続人 亡 竹中 陽平

事務所北九州市小倉北区鍛冶町1-2-16米 原ビル2階

相続財産清算人 弁護士 小倉 知子 催告期間満了日 令和7年11月14日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第90号

大分県中津市豊田町14番地3

申立人 中津市

本籍大分県中津市山国町守実179番地、最後の住所大分県中津市大字万田694番地12、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日推定平成28年5月28日、出生の場所大分県下毛郡山国町、出生年月日昭和41年11月9日、職業不明被相続人 亡 渋谷 寿也

事務所大分県中津市大字中殿519番地18 相続財産清算人 司法書士 福田 太郎 催告期間満了日 令和7年11月10日

大分家庭裁判所中津支部

令和7年(家)第7号

鹿児島市山下町11番1号

申立人 鹿児島市

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町9155番地1、最後の住所鹿児島県鹿児島市吉野町9155番地1、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成25年10月9日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和24年8月5日、職業不明

被相続人 亡 水之浦達一

事務所鹿児島市名山町 5 番10号福元法律事務 所

相続財産清算人 弁護士 上釜 明大 催告期間満了日 令和7年11月14日

鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第7002号

東京都江東区豊洲2丁目2番31号 申立人 アビリオ債権回収株式会社

本籍福島県会津若松市門田町大字堤沢字下村 33番地、最後の住所福島県会津若松市門田町 大字堤沢字下村33番地、死亡の場所福島県会 津若松市、死亡年月日令和5年4月12日、出 生の場所福島県北会津郡荒舘村、出生年月日

昭和29年11月13日、職業不明

被相続人 亡 湯田 安忠

福島県会津若松市中央2丁目5番23号

相続財産清算人 弁護士 山口 大輔 催告期間満了日 令和7年11月28日

福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第30016号

茨城県桜川市羽田1023番地

申立人 茨城県桜川市長 大塚 秀喜 本籍茨城県桜川市御領3丁目8番地、最後の 住所茨城県水戸市城南3丁目9番32—302号 ロマーヌ水戸第3、死亡の場所茨城県水戸市、 死亡年月日令和6年2月以下不詳、出生の場 所茨城県西茨城郡岩瀬町、出生年月日昭和53 年5月20日、職業無職

被相続人 亡 中山 大輔 茨城県桜川市西桜川3丁目36番地 宮ハイツ 2号室

相続財産清算人 司法書士 奥村 洋史 催告期間満了日 令和7年11月13日

水戸家庭裁判所

令和7年(家)第20016号

栃木県さくら市松山1057番地1

申立人 上野 満

本籍栃木県さくら市松山900番地、最後の住所栃木県さくら市松山1070番地3、死亡の場所栃木県さくら市、死亡年月日推定令和6年11月13日、出生の場所栃木県塩谷郡氏家町、出生年月日昭和44年8月7日、職業パート被相続人 亡 上野 哲男

栃木県宇都宮市中戸祭1丁目14番15号 弁護 十法人松本直樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 直樹 催告期間満了日 令和7年11月10日

字都宮家庭裁判所

令和7年(家)第80049号

神奈川県三浦郡葉山町長柄1642番地の323 申立人 辻 隆

本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る 風早町584番地、最後の住所埼玉県さいたま 市中央区上落合2丁目6番1-3004号、死亡 の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日 令和6年12月21日頃から31日頃までの間、出 生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和35年 6月29日、職業無職

被相続人 亡 辻 伸也 事務所埼玉県志木市本町 6 -17-6 本町ビル1階B 志木本町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高田 慎二 催告期間満了日 令和7年11月10日

さいたま家庭裁判所

令和6年(家)第3057号

東京都港区赤坂2丁目3番5号

申立人 株式会社東京スター銀行

本籍埼玉県幸手市東2丁目475番地、最後の住所埼玉県幸手市東2丁目13番21号、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和4年9月22日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和8年12月16日、職業不明

被相続人 亡 北村 鉄哉

事務所さいたま市浦和区岸町7-6-13全埼 玉県パンビル3階A号 くすのき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 上原 伸幸 催告期間満了日 令和7年11月28日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

| 令和6年(家) 第3070号

埼玉県白岡市小久喜1175番地12

申立人 久保田三樹

本籍埼玉県久喜市原354番地、最後の住所埼 玉県久喜市原354番地、死亡の場所埼玉県深 谷市、死亡年月日令和6年11月19日、出生の 場所埼玉県久喜市、出生年月日昭和28年1月 9日、職業無職

被相続人 亡 岡安 都

事務所埼玉県川口市本町4-13-1第1三井ビル201 南埼玉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 清水 宏 催告期間満了日 令和7年11月28日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

| 令和7年(家) 第40101号

神奈川県横浜市旭区二俣川1丁目9番地1第一清水ビル2階

申立人 一般社団法人高齢者住宅支援機構本籍神奈川県横浜市中区本牧原2番、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区松見町1丁目18番地3ファミリー・ホスピス大口ハウス、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和15年1月30日、職業無職被相続人 亡 飯田喜久子

事務所横浜市中区北仲通3-33中小企業共済ビル2階

相続財産清算人 弁護士 古西 達夫 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40132号

横浜市旭区本村町63番地44

申立人 佃 早苗

本籍神奈川県横浜市神奈川区平川町18番地 1、最後の住所横浜市神奈川区平川町18番地 の1、死亡の場所神奈川県横浜市栄区、死亡 年月日令和6年9月23日、出生の場所神奈川 県横浜市神奈川区、出生年月日昭和27年11月 6日、職業無職

被相続人 亡 田嶋 征広

事務所横浜市中区海岸通4-20-2 YT馬車 道ビル403

相続財産清算人 弁護士 戸張 雄哉 催告期間満了日 令和7年12月12日

横浜家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

東京都杉並区上井草3丁目31番25号 申立人 株式会社アルファー企業

代表者代表取締役 森 庸男

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月7日 令和7年4月7日 新潟簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 XN02565

金額 1,094,820円

支払期日 令和7年1月25日

支払地 新潟県新潟市

支払場所 三菱UFJ銀行新潟支店

振出日 令和6年12月5日

振出地 新潟県新潟市

振出人 福田道路株式会社 代表取締役 坂上 浩則

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第5号

京都府長岡京市馬場図所1番地

申立人 株式会社エニイワイヤ

代表者代表取締役 伊丹 伸司

申立人代理人弁護士 日髙 麗衣

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日

令和7年4月8日

名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1 通

手形番号 H53816

金額 5,621,428円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社愛知銀行本店営業部

振出日 令和7年2月20日

振出地 名古屋市

振出人 三交企業株式会社 代表取締役 土方

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第77号

仙台市太白区西多賀1丁目6番31号 申立人 大宮惠子こと 姜 惠子

本籍仙台市太白区西多賀1丁目313番地、最 後の住所仙台市太白区西多賀1丁目6番31号

不在者 大宮 徹 昭和19年7月12日生

届出期間満了日 令和7年8月29日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第47号

東京都杉並区荻窪 1 --57--23リバーサイド荻 窪102号

申立人 稲村 武士

本籍千葉県船橋市大穴北3丁目22番、最後の 住所千葉県船橋市大穴北3丁目22番24号

不在者 稲村 雅敏

昭和23年12月25日生

届出期間満了日 令和7年8月8日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第9123号

東京都練馬区南大泉6丁目5番6号

申立人 川本 康博

本籍東京都新宿区新宿7丁目21番、最後の住 所不明

不在者 川本 崇史

昭和47年5月4日生

届出期間満了日 令和7年8月15日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9341号

東京都足立区千住龍田町28番14号 申立人 佐々木トヨ

本籍東京都足立区千住元町29番地、最後の住 所東京都足立区千住龍田町28番14号

不在者 佐々木一博

昭和38年4月30日生

届出期間満了日 令和7年8月4日

東京家庭裁判所

| 令和7年(家) 第2641号

大阪府泉佐野市日根野3024番地の10

申立人 矢中 裕子

本籍大阪府大阪市中央区大手通2丁目16番地、最後の住所不明

不在者 西尾 文美

昭和4年8月5日生

届出期間満了日 令和7年8月15日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第2650号

東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル3階わかばの風法律事務所

申立人 酒井 桃子

本籍東京都文京区本郷3丁目3番地、最後の 住所不明

不在者 土橋ヨシヱ

昭和10年11月20日生

届出期間満了日 令和7年8月15日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第2786号

愛知県知多郡阿久比町大字福住字馬越22番地 住宅型有料老人ホームKiKi

申立人 堀 キヌヱ

本籍山梨県南巨摩郡南部町万沢6025番地、最 後の住所不明

不在者 遠藤 ゆき

明治41年1月4日生

届出期間満了日 令和7年8月4日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第462号

本籍北海道室蘭市本輪西町3丁目251番地3、 最後の住所千葉県船橋市湊町1丁目12番12号 吉源

不在者 浅野 光一

昭和30年8月8日生

令和7年4月1日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第4107号

本籍北海道勇払郡安平町遠浅713番地11、最後の住所北海道上川郡士別町字中士別十線東 10番地

不在者 鈴木キミ子

昭和13年3月20日生

令和7年4月1日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5788号

本籍山形県東田川郡庄内町狩川字今岡34番地、最後の住所東京都北区上十条3丁目29番23号晴美荘201号

不在者 渡会 芳満

大正11年9月18日生

令和7年4月2日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第201号

本籍香川県坂出市与島町117番地、最後の住 所静岡県藤枝市大洲5丁目8番地の4

不在者 西田 信哉

昭和40年9月20日生

令和7年4月4日失踪宣告審判確定

静岡家庭裁判所島田出張所裁判所書記官

令和6年(家)第250号

本籍大阪府高槻市京口町335番地、最後の住 所兵庫県宝塚市小林2丁目10番8号

不在者 木原 勇

昭和47年9月6日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

令和6年(家)第251号

本籍大阪府高槻市京口町335番地、最後の住 所兵庫県宝塚市小林2丁目10番8号

不在者 木原 均

昭和49年8月7日生

令和7年3月29日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

令和6年(家)第20号

本籍三重県熊野市新鹿町601番地、最後の住 所和歌山県新宮市徐福1丁目2番9号

不在者 植地 浩

昭和4年7月22日生

令和7年4月2日失踪宣告審判確定

和歌山家庭裁判所新宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第35号

本籍山口県美祢市於福町下65番地、最後の住 所山口県美祢市於福町下65番地

不在者 沓野喜佐雄

明治40年6月18日生

令和7年4月1日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所船木出張所裁判所書記官

令和6年(家)第155号

本籍愛媛県西条市飯岡381番地86、最後の住 所愛媛県西条市飯岡381番地86

不在者 近藤 淳

昭和55年1月20日生

令和7年4月2日失踪宣告審判確定 松山家庭裁判所西条支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第465号

千葉県千葉市中央区祐光2丁目7番1棟1401 早

債務者 東京食品株式会社

代表者代表取締役 原田 充彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2 時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2058号

東京都江東区豊洲 6 — 4 — 34

債務者 芯誠貿易株式会社

代表者代表取締役 孫 海凌

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 安規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2151号

福岡県福岡市東区馬出1丁目13番8号 債務者 有限会社アイドリーム 代表者代表取締役 辻岡 教子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 皆川 涼子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2155号

東京都江戸川区西小岩3-38-9 債務者 株式会社カーライフサポート 代表者代表取締役 牧田 順昭

- 1 决定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧口 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2159号

東京都中央区銀座1丁目19番12号 債務者 株式会社ラフェリオ・ジャパン 代表者代表取締役 山田 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 和典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2160号

東京都世田谷区下馬1丁目20番22-202号 債務者 メディグル株式会社 代表者代表取締役 三室 飛鳥

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷真由子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10

東京地方裁判所民事第20部

時30分

令和7年(フ)第2161号

東京都大田区山王3丁目27番6号 大森ラル タビル7階

債務者 株式会社ウィルプライズ 代表者代表取締役 有村 太一

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雪丸 真吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 会和7年7月11日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2209号

東京都千代田区神田駿河台2-1-19 アル ベルゴ御茶ノ水706

債務者 株式会社シエスタ 代表者代表取締役 佐々木広美

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田邉 美樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2211号

沖縄県那覇市牧志2丁目17-27-401 債務者 株式会社MiH 代表者代表取締役 浦崎 哲彰

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 詩織
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2218号

東京都中野区野方2丁目55番4号 債務者 株式会社西郷亭

代表者代表取締役 和田 慶子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 晃

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2 時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2220号

東京都目黒区下目黒5丁目4番1号 下目黒 ハウス101

債務者 株式会社マックスタンダード 代表者代表清算人 藤本 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 浩太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2222号

東京都渋谷区神宮前3丁目5番6-204号 債務者 合同会社For ALL 代表者代表社員 岩下 達郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 優吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2225号

東京都中央区日本橋2丁目16番3号 債務者 株式会社エスアップ 代表者代表取締役 縄村 麻澄

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 美谷島隆明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月18日午後2

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2226号

東京都渋谷区代々木2丁目6番3号 債務者 株式会社TASKUU 代表者代表取締役 山﨑 英介

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで | 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 村西 大作
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2227号

東京都目黒区自由が丘1丁目26番4号 ステ ラ自由が丘2階

債務者 株式会社Jugem 代表者代表取締役 大川 正三

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横瀬 健司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11 時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2259号

東京都町田市藤の台1丁目1番51-104号 債務者 株式会社サクラコンサルタント 代表者代表取締役 宮下 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井倉 浩文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2261号

東京都大田区大森北1丁目26番15-103号 リレント大森

債務者 株式会社勤住コミュニティ 代表者代表取締役 菊次 大介

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星野 伸晃
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2262号

東京都東村山市富士見町4丁目10番地7 債務者 株式会社のりの太丸 代表者代表取締役 大仁田降浩

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 破産管財人 弁護士 秋山 健人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2263号

東京都練馬区向山2丁目22番9号 債務者 株式会社アシスト 代表者代表取締役 加藤 恒吉

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野
- 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2304号

東京都練馬区大泉学園町8丁目27番18-307

債務者 株式会社vifart 代表者代表取締役 永吉 裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 破産管財人 弁護士 小谷 貴由
- 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2318号

東京都墨田区石原4-2-1 クレストフォ ルム両国石原1201号室 債務者 株式会社A's

- 代表者代表取締役 高須賀勇太 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宅間 仁志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2319号

東京都目黒区五本木1丁目27番13号 五本木 パレット103

債務者 Vivi Mart株式会社 代表者代表取締役 堀 幸博

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向山 文俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2320号

東京都足立区千住橋戸町1-20 AQUAV LSTA1408

債務者 株式会社カンガルーポイント 代表者代表取締役 町田 健一

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 由佳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2321号

東京都江東区亀戸5丁目43番12号 債務者 ネクスト商事株式会社 代表者代表取締役 勝田 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 付岡 诱
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2324号

東京都台東区東上野1丁目12番6号 債務者 有限会社高橋真珠 代表者代表取締役 髙橋 弘和

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- ↑ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 洞澤 美佳

- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで | 令和7年(フ)第304号
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2375号

東京都中野区中央2丁目7番11号 債務者 株式会社中野コーティング 代表者代表取締役 小町 忠明

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月 克也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2386号

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目16番7号 債務者 株式会社パインズ 代表者代表取締役 上松由希子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾原 央典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1 時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2437号

東京都新宿区神楽坂4丁目2番地2 東京理 科大学神楽坂キャンパス13号館(森戸記念館) 債務者 株式会社ユーブローム

代表者代表取締役 柴田 未央

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井砂 貴雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会·一般調查·廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11

東京地方裁判所民事第20部

広島市中区八丁堀14番4号12F

債務者 株式会社FRネット (旧商号株式会社 ディシム、株式会社フォックス・リレーショ

代表者代表取締役 谷 真弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸岡 道秀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第43号

山形県天童市芳賀タウン北5丁目14番11号 債務者 株式会社ボイス 代表者代表取締役 赤塚 昭彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 雅人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10 時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第78号

奈良県天理市川原城町270番地 債務者 有限会社牛又精肉店 代表者取締役 山本 文昭

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午前10時35分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1044号

大阪府豊中市名神口3丁目7番1号 債務者 株式会社ナギサガスフィッティングス 代表者代表取締役 田内 伸幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 胡 健介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1594号

大阪府高槻市氷室町1丁目29番3号 債務者 株式会社mixshin 代表者代表取締役 宮脇 美樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 謙二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後2時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第709号

愛知県春日井市鳥居松町7丁目48番地5 債務者 株式会社ARMYペイント 代表者代表取締役 和歌 孝明

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月9日午前10時10分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第248号

札幌市豊平区福住3条8丁目14番10号 債務者 株式会社second 代表者代表取締役 山内優二郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 俊春
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後2時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第468号

埼玉県川口市大字東内野531番地の1フラ ワーハイムⅢ208号

債務者 株式会社スイートライフ 代表者代表取締役 山崎 清

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午前11時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第183号

岡山市中区平井7丁目20番56号リバーハイツイシダ1-1、旧本店岡山市中区平井3丁目1045番地1ポレスター岡山601債務者 株式会社エスワンワールド代表者代表取締役 石原 新一

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月16日午前11時

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第187号

茨城県つくば市栗原815番地1 債務者 株式会社さくら 代表者代表取締役 村野 芳江

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐津 悠輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午前11時20分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第11号

宮城県気仙沼市長磯牧通111番地8 債務者 株式会社加藤建設 代表者代表取締役 加藤 淳一

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 喜敬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月22日午前11時20分

令和7年(フ)第557号

愛知県清須市清洲2603番地 @内堀A2 債務者 合同会社BELUTE 代表者代表社員 柳澤 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 筒井 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月6日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第26号

北海道夕張市平和1番地44 債務者 一般社団法人らぷらす 代表者代表理事 安斉 尚朋

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹間 第
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月29日午前11時

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第238号

埼玉県三郷市早稲田8丁目1番地1号棟306 号

債務者 有限会社吉樹工業 代表者代表取締役 吉田 光宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 昌央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午後3時10分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1060号

大阪市大正区小林西2丁目14番10号 債務者 株式会社ミズシマ 代表者代表取締役 水島 久三

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1529号

大阪府守口市西郷通1丁目22番2号 債務者 株式会社文正堂

代表者代表取締役 佐々木 崇

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田賢太郎

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年(フ)第116号

福岡県豊前市青豊10番地1 ツインクルレインボー202号

債務者 髙橋 良祐

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第81号

福岡県久留米市御井旗崎2丁目21番33-203号、前住所福岡県久留米市田主丸町田主丸1054番地5

債務者 波多野太律

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第32号

福岡県京都郡苅田町大字尾倉2943番地 債務者 笹原 智子

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安元 隆治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第92号

福岡県久留米市宮ノ陣1丁目11番1712号 債務者 桑野 佳世(旧姓横溝)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 賢和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第196号

ベトナム社会主義共和国カインホア省ニャチャン市レダイハン通り57A番地 T57アパート701号、前住所群馬県太田市西矢島町560番地5

債務者 髙城 祐二

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 髙木 祥充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第54号

群馬県邑楽郡大泉町東小泉2丁目5番7号 パナハイツこいずみ202号

債務者 立花 健三

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保田寿栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第68号

岡山県倉敷市藤戸町藤戸836番地11 債務者 安田 康夫(旧姓横林)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 宗茂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第436号

沖縄県南城市佐敷字津波古375番地2 珊瑚舎スコーレ がじゅまるハウス、住民票上の前住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜87番地の5 サン・フローラ201号室

債務者 寺島 真生

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桜井 愛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第61号

群馬県太田市飯塚町844番地8 クレールハ イツ103号

債務者 髙村 政宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神谷 清人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第21号

新潟県上越市新光町1丁目8番39号 コーポ アムール 101号

債務者 江種 敏彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 篤子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第108号

京都府城陽市久世南垣内102番地の10 メゾン山城103号

債務者 緒方 勇

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中原 玄幾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月25日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第153号

大阪府和泉市上町151番地の1 ライオンズ マンション和泉上町614号

債務者 綱島 潔

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第38号

北海道帯広市西25条南2丁目7番地101 債務者 石王 瑞希

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第70号

岩手県花巻市高木第20地割200番地93、前住 所盛岡市中堤町20番40号 おだなか荘1号 債務者 宮崎 達之

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第88号

盛岡市東安庭2丁目3番22号 ドミール吉田 201号、前住所岩手県滝沢市大石渡1524番地 65

債務者 佐々木愛結

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第22号

新潟県村上市岩船上町6番36号 コーポ・サクセスA108、申立時の住所新潟県村上市海老江1175番地

債務者 小田 恵(旧姓河井)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第78号

静岡県沼津市口野3番地の31

債務者 佐藤 葵(旧姓新山)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第56号

長崎県長崎市毛井首町237番地 県住K棟502 号

債務者 中尾 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第239号

東京都東村山市富士見町3丁目2番地3新武蔵野スカイハイツ609

債務者 中塚 幸宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第34号

香川県坂出市久米町1丁目25-23 レオパレス楓108号室、住民票上の住所北海道河東郡音更町木野大通西2丁目3番地19 リリーハイツ102号室

債務者 長濱 慎吾

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第37号

香川県坂出市林田町103番地1 グランド・ アヴェニュー B101号 債務者 宮本 瑶(旧姓和唐)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第40号

香川県丸亀市土器町東7丁目459番地3 山田ハイツ201号

債務者 山内 健二

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第210号

東京都国分寺市東元町1丁目23番30号ラ・フォーネ国分寺103

債務者 田山 修

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第455号

東京都三鷹市中原3丁目6番22-305号 債務者 塩田 洸己

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第479号

岐阜県各務原市大佐野町2丁目23番地 (B

債務者 安藤 鉄郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第45号

岐阜市本町5丁目23番地 (松尾ビル202号

債務者 八木 通惠

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1021号

大阪市東住吉区湯里4丁目3番22-401号 債務者 水村 谣

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1160号

大阪市住吉区沢之町2丁目9番13号 白金マ ンション 107号

債務者 檜垣 良司

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1279号

大阪市天王寺区味原町14番4-715号 債務者 山端 一輝

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第1369号

大阪市淀川区塚本4丁目3番18-302号 債務者 大住マリヤ

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1372号

大阪市城東区諏訪1丁目17番9-802号 債務者 横内 広幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第49号

秋田市将軍野堰越8番8-402号 債務者 石川 智春

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第54号

秋田市新屋松美町1番12号 ランドハイツ 201

債務者 佐々木智章

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第12号

福島県白河市会津町33番地5、前住所栃木県 宇都宮市江曽島1丁目13番3号 エトワール 宇都宮第3 305号室

債務者 瀧本 真美

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第124号

茨城県水戸市小吹町705番地8 共同生活介 護支援施設タウンこぶき、住民票上の住所茨 城県東茨城郡城里町大字石塚1861番地の5 債務者 尾嶋 明子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第47号

茨城県稲敷市佐原下手153番地1 ソーシャ ルインクルーホーム稲敷佐原下手、前住所千 葉県香取市佐原ホ1226番地4

債務者 山本 明美

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和6年(フ)第452号

新潟市東区新石山5丁目5番12号 メゾン山 崎201号

債務者 野股 幹雄

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第34号

新潟市西区ときめき西3丁目5番地9 クレ ストB202号

債務者 新澤茉奈実(旧姓瀬尾)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第61号

新潟市北区美里1丁目4番地5 ガーデンハ ウス1号棟、前住所新潟市北区三軒屋町15番 20号 クレシア101号

債務者 岡村 明義

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第63号

新潟市西区内野西3丁目3番11号 **債務者** 佐々木智也

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第65号

新潟市中央区上近江3丁目15番15号 ピュア ハウス202、前住所新潟市中央区姥ケ山5丁 目16番15号 メゾンドマリーE 債務者 山口 貴大

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第67号

新潟市中央区艀川岸町4464番地 債務者 渡辺 直

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第122号

新潟県燕市吉田曙町12番12号 コーポ曙B 203号

債務者 小田 洋子

- 1 决定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第18号

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1279番地40 **債務者** 竹内 正子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第70号

長野県松本市双葉5番305号 県営住宅 債務者 三井 智恵

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第21号

三重県津市栗真中山町180番地1 ローズハ ウス2階J号室、前住所三重県津市三重町津 興433番地6 ちどりアパート301

債務者 平田 恭裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- ▶ 4 免責意見申述期間 今和7年6月16日まで 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第135号

兵庫県高砂市春日野町14番6-203号 カル ムリー春日野、従前の住所兵庫県高砂市伊保 崎2丁目4番27号

債務者 武中 義朝

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第138号

兵庫県姫路市辻井7丁目6番25号 アーバン テラウチ102号

債務者 坂本電工こと 坂本 降司

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第156号

兵庫県加古川市尾上町安田199番地の1 シャルヴィ加古川803号

債務者 安廣 保住(旧姓青山)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第160号

兵庫県姫路市大津区新町2丁目14番地2 夕 ウンコートオリビエB102、従前の住所兵庫 県姫路市大津区勘兵衛町2丁目244番地 債務者 長尾 仁(旧姓村上)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第162号

兵庫県姫路市広畑区西夢前台5丁目71番地2 ビレッジハウス2棟401号室

債務者 榮藤 幸弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第40号

和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地24 債務者 尾田 政信

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第70号

和歌山県橋本市隅田町下兵庫781番地の4、 前住所兵庫県芦屋市津知町8番2号 芦屋A SA西

債務者 二宮 優次

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第71号

和歌山市神前218番地12

債務者 松尾 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第77号

和歌山市雄松町5丁目10番地 グレース雄松

倩務者 川島 忍(旧姓岡)

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第78号

和歌山市福町34番地 リビエール福町204 債務者 中村 泰子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第40号

鳥取県米子市皆生新田1丁目3番50号 103

債務者 日高 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第42号

鳥取県西伯郡南部町阿賀1246番地 債務者 恩重 和宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部

| 令和7年(フ)第154号

岡山県倉敷市林1136番地4 ビレッジハウス 林10号棟305号室

債務者 長池明日香

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号

広島県三原市宮浦3丁目24番20-302号 債務者 奥田 悟

- 1 决定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第30号

広島県尾道市久保町1714番地1 瑠璃寮 債務者 吉田 徹

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第45号

徳島県徳島市住吉3丁目9番3-504号 栗 本マンション

債務者 山口 貴史

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2号

徳島県三好市池田町白地井ノ久保238番地1 債務者 丸野 翔也

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第14号

徳島県美馬市美馬町字露口110番地 債務者 上坂 美華

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第74号

愛媛県松山市久保田町106番地3 メゾフォルテA101号

債務者 水野 蘭

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第84号

愛媛県松山市古川西3丁目5番15号 アルカンシエル403号

債務者 大西伸之祐

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第12号

高知県香南市夜須町西山1337番地13、旧住所 高知県安芸市土居557番地イ

債務者 座安 百合

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係

令和7年(フ)第95号

佐賀市大財北町 4番4406号、前住所佐賀市高 木瀬東 4丁目 4番43号 ボンメゾン202 債務者 渡辺 汐里

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第17号

熊本県葦北郡芦北町大字田浦町358番地2 社会福祉法人 蘇生会 救護施設 野坂の浦 荘、前住所熊本県水俣市丸島町1丁目1番11 号 渕上アパート102

債務者 瀬戸 洋行

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第11号

大分県豊後大野市大野町後田2165番地1 債務者 佐藤貴代子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第22号

大分県中津市大字合馬543番地 債務者 毛利美津子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第138号

宮崎市高岡町飯田 3丁目 5番地 2 ファインコーポ高岡102号

債務者 橋口 明

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第140号

宮崎市大淀4丁目3番26号 アクティブ大淀201号

債務者 鬼束 英明

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第57号

宮崎県日向市曽根町1丁目143番地 エクセレント日向105号

債務者 狩野 基樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第58号

宮崎県日向市曽根町1丁目143番地 エクセレント日向105号

債務者 狩野由香利

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

<u>ი</u>

令和7年(フ)第59号

宮崎県延岡市若葉町1丁目108番地217 若葉 コーポラス104

債務者 前里 朋子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第60号

宮崎県延岡市中島町3丁目302番地12 債務者 木村 勝彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第26号

沖縄県浦添市仲西2丁目1番16-205号 で いご荘

債務者 佐久本大凡

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所民事第3部

| 令和7年(フ) 第44号

沖縄県宜野湾市真志喜3丁目31番7-302号 アーバントップ宇地泊

債務者 西原千香子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第75号

沖縄県沖縄市宮里2丁目13番5号 知花アパート3階

債務者 中西加奈子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第27号

北海道旭川市春光6条3丁目2番18号 ツインクル春光B32号室、申立時の住所北海道旭川市2条通15丁目503番地 ハイム215 208号室

債務者 照井倭王璃

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第48号

北海道旭川市大町1条17丁目307番地の12 メビウス201号室

債務者 岡田 久美(旧姓北村)

- 1 决定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第56号

分

北海道旭川市東光4条2丁目1番16号 債務者 渡辺 隆宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20
 - 旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第58号

北海道旭川市西神楽 1 線24号461番地の 3 債務者 前田有里奈

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第924号

大阪府東大阪市末広町21番7号 破産者 株式会社モトヤマ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時50 分

令和7年4月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6180号

大阪府東大阪市川田2丁目26番12号 高野荘 101

破産者 ワイラインこと 養松 佳将

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時30 分

令和7年4月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第129号

岐阜県大垣市中野町5丁目16番地 メゾンリ ビエールⅡ 203

破産者 鮨飛脚三町店こと 伊藤 昌美

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時 令和7年4月16日

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第102号

(最後の住所) 滋賀県近江八幡市中村町10番 地 2

破産者 松橋歯科医院こと 被相続人亡松橋洋 一相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで
- 2 一般調查期日 令和7年7月7日午前10時30

令和7年4月14日 大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第103号

滋賀県彦根市南川瀬町640番地の7 破産者 株式会社共立

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月7日午前10時40 分

令和7年4月14日 大津地方裁判所彦根支部 **令和6年**(フ)第2180号

札幌市北区北16条西3丁目2番21-101号、 申立時の住所札幌市北区北21条西4丁目2番 33-101号

破産者 森谷 信浩

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月22日午前10時15 分

令和7年4月16日

札幌地方裁判所民事第4部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

、。 令和6年(フ) 第349号

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2815番地 破産者 岩永 明美

異議申述期間 令和7年5月29日まで

令和7年4月17日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第298号

千葉県佐倉市ユーカリが丘5丁目6番1-109号

破産者 高橋 祐太

異議申述期間 令和7年6月11日まで

令和7年4月16日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第21号

千葉県市川市本塩 1番16号 (コーポスターライト205号)

破産者 陣野 友希

異議申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年4月17日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第43号

千葉県市川市宮久保5丁目5番15号 (ライトタウン宮久保A棟201号)

破産者 藤森 要

異議申述期間 令和7年6月12日まで 令和7年4月17日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

特別清算終結

令和4年(F)第1号

徳島県阿南市畭町亀崎60番地2 清算株式会社 高砂海運株式会社

- 1 決定年月日 令和7年4月11日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

特別清算協定認可

令和6年(ヒ)第2号

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地1 清算株式会社 白川商事株式会社 代表清算人 白川 文子

- 1 決定年月日 令和7年4月11日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権 (元本、利息及び遅延損害金)につき、その全 額の免除を受ける。

記

- (1) 株式会社日本政策金融公庫
- (2) 長崎県信用保証協会

以上

長崎地方裁判所壱岐支部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第2号

千葉県佐倉市八幡台3丁目16番1号 再生債務者 中野 勝子

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令 和7年5月29日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

| 令和7年(再イ)第45号

札幌市南区北ノ沢2丁目19番1号 再生債務者 木村 一英

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令 和7年5月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第2号

北海道根室市厚床1丁目3番地 B 再生債務者 歌野 晋一

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令 和7年5月28日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和7年(再イ)第36号

愛知県岡崎市丸山町字アラ田15番地 1 再生債務者 三輪 一仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令 和7年5月19日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第39号

札幌市北区百合が原5丁目1番1-203号 再生債務者 徳正 一仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令 和7年5月29日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第21号

愛媛県松山市東石井 3 丁目 5 番19号 再生債務者 髙市 聡司

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令 和7年5月22日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第8号

長崎県長崎市東立神町28番22号

再生債務者 福嶋 昌範

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月12日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第17号

栃木県鹿沼市深津1433番地

再生債務者 半田 武男

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令 和7年6月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第21号

愛知県津島市愛宕町5丁目214番地4 再生債務者 鈴木 御

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令 和7年5月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第58号

愛知県あま市木田加瀬39番地 2 ホープ&ド リームス Ⅱ 101号

再生債務者 井田わたる

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令 和7年5月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第69号

鹿児島市中山町5170番地5

再生債務者 川原 主税

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令 和7年5月30日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第15号

栃木県河内郡上三川町しらさぎ3丁目38番地 20

再生債務者 橋本 莉奈

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令 和7年6月3日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第3号

山形県酒田市広野字中通5番地

- 再生債務者 小林 真里 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月10日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第4号

山形県酒田市幸町1-1-58 JR酒田寮 404号室

再生債務者 藤木 拓朗

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月10日まで

· 山形地方裁判所酒田支部

令和7年(再イ)第9号

茨城県つくば市上郷6541番地1

再生債務者 沼川 真也

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第99号

東京都大田区池上5-1-1-303

再生債務者 岡村 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第105号

東京都墨田区立花5-18-2

再生債務者 金田 祥典

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第127号

千葉県野田市岩名1-53-20

再生債務者 三浦 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第130号

茨城県坂東市中里809

再生債務者 圓﨑 遥華

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第1号

沖縄県宮古島市伊良部字前里添510番地 再生債務者 国吉 博昭

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで | 令和7年(再イ)第2号
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月3日まで

那覇地方裁判所平良支部

令和7年(再イ)第8号

北海道旭川市神楽岡2条4丁目2番22号 再生債務者 安井 一裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月4日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第9号

岩手県花巻市諏訪39番地1 再生債務者 信太 明美

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月11日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第7号

山形県米沢市万世町桑山4655番地の2 再生債務者 小関 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月11日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第8号

茨城県つくば市みどりの中央8番地2 ウイ ングコートみどりの108号

再生債務者 原 杏輔

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

群馬県伊勢崎市今泉町1丁目15番地2 ハイ エスト モデッサ203

再生債務者 市川 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第10号

群馬県高崎市下之城町380番地1 再生債務者 高橋 武尊

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月11日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第484号

東京都新宿区若葉3-2 703 再生債務者 沖野 正裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第59号

東京都豊島区上池袋3-12-16-401 再生債務者 関口 諒太

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第66号

東京都北区志茂5-1-9-501

再生債務者 臼田 裕樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第81号

東京都江東区亀戸4-20-12-1007 再生債務者 鬼塚 美沙

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第86号

東京都八王子市寺田町432 グリーンヒル寺 H174-- 1

再生債務者 川合 昭治

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第121号

東京都葛飾区高砂 3 -28-15-512

- 再生債務者 瀬端 圭悟 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第122号

神奈川県川崎市幸区小倉4-15-22-201 再生債務者 外立 幹男

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(再イ)第158号

東京都板橋区本町17−1 エスケーケー本町 マンションⅡ201

再生債務者 吉澤 宏樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第17号

川崎市多摩区三田4丁目1番地43 ラ・ヴェール三田 303

再生債務者 山口 達也

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月11日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第10号

富山市高畠町1丁目10番67-201号 グランドコートⅡ

再生債務者 内田 哲郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令 和7年5月28日まで

富山地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第523号

大阪府東大阪市池之端町11番10号 再生債務者 石川 圭悟

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令 和7年6月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第118号

大阪府豊中市東泉丘2丁目5番19-406号 再生債務者 remakeこと 奥村 昭仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令 和7年6月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第6号

奈良市学園朝日町6番13-2号 再生債務者 新田 正

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令 和7年6月5日まで

奈良地方裁判所

令和6年(再イ)第48号

徳島県板野郡藍住町富吉字穂実49番地24 再生債務者 井西 昭文

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月4日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第2号

沖縄県八重山郡与那国町字与那国4022番地 208 久部良宿舎B棟202号室

- 再生債務者 山﨑 豊英
- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月4日まで

那覇地方裁判所石垣支部

令和7年(再イ)第10号

茨城県稲敷市上須田753番地1 再生債務者 板垣 靖則

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月19日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第11号

茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地 アクティ佐 貫6号棟 201号室

再生債務者 西村 和芳

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月19日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第28号

埼玉県川越市大字牛子98番地41 再生債務者 大河原寛之

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月5日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第6号

福井県敦賀市清水町1丁目1番地の6 ディ アコート30 309号 (前住所) 福井県小浜市 多田第9号46番地 TATTA12

再生債務者 谷 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令 和7年6月5日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和6年(再イ)第39号

千葉県佐倉市城内町250番地23 再生債務者 田崎 満

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月11日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第1号

千葉県君津市外箕輪2丁目17番7号 再生債務者 阿部 信司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月17日

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(再イ)第241号

東京都葛飾区四つ木1-23-17

再生債務者 井上 美香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

会和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第334号

東京都世田谷区玉川4-38-16-206 再生債務者 鳥山 祐

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第479号

東京都大田区中央3-30-9 第二真荘203 再生債務者 椎葉 渓太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで

令和7年4月15日

令和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第486号

東京都葛飾区新小岩 1 -16-18-102 再生債務者 太田 暉人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで

東京地方裁判所民事第20部

Ø

令和6年(再イ)第490号

東京都渋谷区西原 3 -17-12-103 再生債務者 白鳥 巧史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第496号

東京都世田谷区奥沢5-34-7

再生債務者 秋本 晋吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第515号

東京都八王子市堀之内3-3-11-502 再生債務者 木村 孝明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで

令和7年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第40号

千葉県佐倉市上志津1807番地38 イッツア ネックス202

再生債務者 田村 京介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

令和7年4月14日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(再イ)第418号

東京都板橋区高島平1-47-11-101 再生債務者 安藤 弓弦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

令和7年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第427号

神奈川県川崎市高津区千年993-101 (開始決 定時の住所) 神奈川県横浜市港北区綱島東 3-5-10 第三カスミコーポ101 再生債務者 加茂川暢生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

会和7年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第477号

東京都品川区東中延1-1-8-502 再生債務者 山本 ひな

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

令和7年4月16日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第27号

愛知県岡崎市昭和町字高畑20番地5 再生債務者 小島 博誠

- 1 決議に付する再生計画案 今和6年11月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

令和7年4月15日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第35号

大分市横尾東町4丁目10番8号 再生債務者 相良 純弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 8日まで

令和7年4月17日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第58号

埼玉県三郷市鷹野1丁目100番地10 再生債務者 佐々木隆弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで

令和7年4月16日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再イ)第74号

埼玉県越谷市北越谷1丁目24番25号 再生債務者 藤浪 大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで

令和7年4月16日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再イ)第81号

埼玉県越谷市蒲生茜町19番地5 ソライエア イル越谷蒲生804号

再生債務者 齋藤 友則

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで

会和7年4月16日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第7号

栃木県鹿沼市朝日町1941番地1 サンデュエ ル鹿沼401号

再生債務者 本多 雄貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで

令和7年4月14日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年(再イ)第42号

群馬県安中市原市1950番地5

再生債務者 山口 大輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで

令和7年4月15日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第51号

静岡県富士市森下28番地の1 カーサ森下 301号

再生債務者 中司 亮太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案
- 13日まで

令和7年4月15日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再イ)第239号

札幌市白石区菊水8条3丁目2番33-203号 再生債務者 加納こず江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第243号

札幌市西区宮の沢3条5丁目24番12-405号 再生債務者 桒山 恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第43号

群馬県安中市原市2055番地3

再生債務者 木村 純

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第202号

千葉県市原市国分寺台中央2丁目6番地7 再生債務者 岩佐 裕也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第8号

千葉市稲毛区小中台町659番地 セキスト稲 手208号

再生債務者 内山 勝夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第595号

大阪府八尾市萱振町1丁目7番地の1 グランシャリオ萱振A-101号

再生債務者 小野寺英利

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第42号

沖縄県糸満市字賀数300番地の2 賀数宿舎 5棟606号

再生債務者 川満 浩樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第224号

札幌市清田区北野 5 条 4 丁目22番39号 再生債務者 小鹿 陽介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで

令和7年4月17日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第252号

札幌市豊平区平岸3条8丁目3番1-310号 再生債務者 熊谷 純二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで

令和7年4月17日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第11号

愛知県江南市後飛保町宮前86番地 再生債務者 平林 大将

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで

令和7年4月17日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第1号

愛知県知立市新林町本林14番地6 再生債務者 前田 聖人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで

令和7年4月16日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第5号

愛知県豊田市大島町片平7番地7 再生債務者 大橋 裕江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで

令和7年4月17日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第33号

群馬県太田市富沢町241番地11 再生債務者 山﨑 敬伸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで

令和7年4月17日 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第92号

兵庫県尼崎市浜田町3丁目19番地の2ロイヤルハイム205号

再生債務者 みずぬし保険事務所こと 水主 恵吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで

令和7年4月16日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第3号

兵庫県尼崎市浜3丁目14番24-5号 再生債務者 中川 正幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで

令和7年4月17日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第19号

鹿児島県霧島市国分中央2丁目2番29-105 号 ハイアット21中央

再生債務者 中島 知樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで

令和7年4月16日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

秋田市土崎港北3丁目3番36号 レジデンス 村上A201

再生債務者 市川奈緒子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月15日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで

令和7年4月17日

秋田地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生計 画取消

令和2年(再イ)第20号

兵庫県西宮市津門呉羽町 3 番33号 再生債務者 山下 幸延

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和2年10月27日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。

令和7年4月16日 神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第4号

愛知県知多郡武豊町字南中根24番地14 再生債務者 村瀬 洋

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令 和7年5月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再口)第10011号

東京都新宿区若松町21-19 再生債務者 山来 雅彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第10007号

東京都町田市南大谷1-17-35

再生債務者 森田 大介

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第2号

高知県土佐市高岡町乙105番地4

再生債務者 谷口 靖彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令 和7年6月5日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再口)第1号

大分市中春日町15番24号(住民票住所)福岡市早良区百道浜1丁目3番70-3606号ザ・レジデンシャルスイート・福岡3棟

再生債務者 乙津 光邦

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月19日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

25

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第1号

宮城県気仙沼市本吉町大椚59番地 再生債務者 金野 義行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月14日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(再口)第5号

広島市西区観音町6番9-302号 再生債務者 沖石恵利香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月14日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再口)第14号

仙台市宮城野区小田原1丁目9番12号へリオス皿-207 (従前の住所) 仙台市青葉区栗生3丁目15番地の5

再生債務者 岩井 佳枝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月16日

仙台地方裁判所第4民事部

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第4号

東京都江戸川区西葛西3丁目8番7-1101号 申立人 神崎 長造 亡阿部秀夫の最後の住所 岩手県一関市字二 本木22番地 5

所有者 亡阿部秀夫相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 盛岡地方裁判所一関支部

(別紙) 物件目録

所在 一関市大町

地番 199番

地目 宅地

地積 402.38平方メートル

令和7年(チ)第3011号

東京都東大和市桜が丘1丁目1429番地の3東 京ユニオンガーデンB-1403

申立人 大槻 英二

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 渋谷区新橋町64 番地

所有者 亡加治屋藤雄相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 渋谷区恵比寿二丁目

地番 64番51

地目 宅地

地積 119.17平方メートル

令和7年(チ)第4号

東京都中央区銀座6丁目15番1号 申立人 電源開発送変電ネットワーク株式会社 亡杉本浩一の最後の住所 静岡県浜松市天竜 区春野町筏戸大上436番地

所有者・共有者 亡杉本浩一相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 静岡地方裁判所浜松支部 (別紙) 物 件 目 録

1 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字フノフ

地番 605番

地目 山林

地積 3880平方メートル

亡杉本浩一相続財産持分 7分の1

2 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字フノフ

地番 532番

地目 山林

地積 4595平方メートル

3 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字アカボ タ

地番 541番

地目 山林

地積 3411平方メートル

4 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字アカボ タ

地番 542番

地目 山林

地積 1761平方メートル

令和6年(チ)第22号

福岡市中央区荒戸1丁目3番20号メゾンアクア4B

申立人 株式会社REG不動産

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 小郡市三沢5011 番地の41

所有者 井上 庸文

届出期間満了日 令和7年6月9日

令和7年4月11日

福岡地方裁判所第4民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 糸島市前原駅南三丁目

地番 337番6

地目 公衆用道路

地積 34平方メートル

2 所在 糸島市前原駅南三丁目

地番 338番1

地目 公衆用道路

地積 125平方メートル

3 所在 糸島市前原駅南三丁目

地番 338番8

地目 公衆用道路

地積 114平方メートル

4 所在 糸島市前原駅南三丁目

地番 338番12

地目 公衆用道路

地積 2.48平方メートル

5 所在 糸島市前原駅南三丁目

地番 339番4

地目 公衆用道路

地積 51平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

神奈川県藤沢市今田723番地の1

申立人 諏訪間友和

最後の住所 神奈川県藤沢市石川5丁目21番

地の5 こもれび湘南

所有者 亡金子透相続財産

(不動産登記記録上の住所) 藤沢市今田726 番地の6

(不動産登記記録上の所有者) 金子 透

届出期間満了日 令和7年6月10日

令和7年4月10日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

所在 藤沢市今田字広町156番地1

家屋番号 156番1

種類 作業所

構造 鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建

床面積 264.77平方メートル

令和7年(チ)第6号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

石川県輪島市塚田町1部45番地

所有者 亡中村清降相続財産

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年4月10日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録 1 所在輪島市塚田町壱部 45番地乙、17番地

1 家屋番号 45番の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 122.92平方メートル

2階 39.67平方メートル

令和7年(チ)第7号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

石川県輪島市門前町小滝13の22番地 所有者 亡端博康相続財産

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年4月10日 金沢地方裁判所輪島支部

住所・居所 不明

報

種類

居名

床面積

木造瓦葺2階建

(別紙)

極

傘 Ш 繟

未登記建物 種類 所在 床面積 1階 72.72平方メートル 床面積 1階 63.93平方メートル 土造瓦葺2階建 輪島市門前町小滝13 22番地 木造瓦葺2階建 用光 輪島市門前町小滝13 22番地 輪島市門前町小滝13 2階 52.06平方メートル 2 階 19.83平方メートル 22番地

木造金属板葺平屋建 簡易一般車庫 輪島市門前町小滝13 22番地 1 階 33.05平方メートル 2 階 28.92平方メートル

令和7年 (チ) 第1号 三重県鈴鹿市南若松町400番地の2 申立人 北口 床面積 31.33平方メートル

届出期間満了日 令和7年6月11日 令和7年4月11日 津 所有者 亡北口靜男相続財産 番地16 パークイーストⅡ103号 (最後の住所) 愛知県豊橋市東岩田3丁目 津地方裁判所

> 令和7年(チ)第2号 (別紙) 所在 種類 床面積 81.89平方メートル 構造 木造瓦葺平家建 家屋番号 3096番93 鈴鹿市岸岡町字砂山3096番地93 屈光 を 年 Ш

> > 岩手県北上市藤沢二二地割一五番地四

代表取締役

修

代表取締役 中島 剛(乙) 株式会社Nスタジオ

広島市佐伯区五日市1丁目22番21号 申立人 加藤 史江 申立人 沼田智江美 広島県東広島市西条西本町20番18号 住所·居所 不明 1256番地 (最後の住所) 広島県東広島市河内町中河内

届出期間満了日 令和7年6月13日 所有者 西本 令和7年4月9日 東広島市河内町中河内字槙風呂1255番 梦年 直門 Ш 広島地方裁判所

(別紙)

所在

3名

床面積 1階 55.34平方メートル 構造 種類 家屋番号 1255番6の3 木造瓦葺2階建 店舗 2階 40.12平方メートル

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款 (平成13年4月1日制定)の一部を次のように変更する。 令和7年3月31日 外務省共済組合代表者 外務大臣 岩屋

第30条第1項の表中 [6.45] を [5.69] に、[3.97] を 第2項の表中 [6.45] を [5.69] に改め、同条第3項中 [4.55] に、[12.90] を [11.38] に改め、同条 [3.47] を [2.65] に改める。 数

この変更は、令和7年4月1日から施行する。 変更後の第30条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以降の月分の掛金及び負担金並び に任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、 なお従前の例による。

会社その他の公告

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年四月二十一日

掲載頁

四十五頁(号外第八十九号)

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年四月二十一日 掲載頁 四十六頁 (号外第八十九号)

び資本金の額の増加はいたしません。 しております。また、甲は乙の全株式を所有して 継して存続し乙は解散することにいたしました。 いますので、この合併による甲の新株式の発行及 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和六年五月二十三日 掲載頁 四十五頁 (号外第一二三号)

令和七年四月二十五日

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号 代表執行役 上月 (甲) エステー株式会社

合併公告

東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号 (乙) エステービジネスサポート株式会社 代表取締役 辻 幹夫 洋

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

 \mathbb{Z} 掲載頁 掲載紙 五十三頁 (号外第二七九号) 官報

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十一月二十九日

掲載の日付 令和六年十一月二十九日 掲載頁 四十八頁(号外第二七九号)

岩手県北上市村崎野一九地割二九四番地 (甲) 株式会社アスリンク 0 令和七年四月二十五日 東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号 (甲) 株式会社ビズリーチ

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号 代表取締役 酒井 哲也

(乙) Cloud Solutions 茶以炒件

合併公告

です。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 で公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和六年十一月二十九日 官報 四十八頁(号外第二七九号)

令和七年四月二十五日 (甲) トラボックス株式会社東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号 掲載頁 四十八頁 (号外第二七九号) 掲載の日付 令和六年十一月二十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号 代表取締役 中嶋 孝昌 (乙) 株式会社TRUX

代表取締役 皆川

拓也

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 甲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載页 三十五頁 (号外第八十五号)掲載の日付 令和七年四月十五日 掲載頁 三十八頁 (号外第八十五号) 掲載の日付 令和七年四月十五日 官報

横浜市西区平沼 一丁目四〇番一一—四一五号 (甲) 株式会社コンティキ 代表取締役 土井 代表取締役 柏 善善昭(乙)株式会社こんくり 満

代表取締役

東京都渋谷区南平台町二番一三号

令和七年四月二十五日

埼

はいたしません。

務全部を承継して存続し、乙、 左記会社は合併して甲は乙、 丙及び丁は解散す 丙及び丁の権利義

併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加 丙及び丁の全株式を所有していますので、この合 を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、 同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議 社法第七九六条第二項に基づき、乙、丙及び丁は ることにいたしました。 効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲・乙・丁) https://www.yamaha-robotics 掲載紙 信濃毎日新聞 com/corporate/public_notice

令和七年四月二十五日 東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一 掲載頁 二十九頁 掲載の日付 令和七年三月二十六日

東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一 グス株式会社 代表取締役 中村 亮介 (乙) 株式会社新川

(甲) ヤマハロボティクスホールディン

官

長野県千曲市大字上徳間九〇番地 アピックヤマダ株式会社 代表取締役 大岡 文彦

玉県坂戸市千代田五丁目七番一号 代表取締役 宮田 (丁) 株式会社PFA

代表取締役 飯島 芳紀

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年四月二十五日 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

東京都板橋区蓮根二丁目二七—一二 東京都板橋区蓮根二丁目二七一一二 (乙) 合同会社ちょるる (甲) 合同会社城北会計 代表社員 津田 和生 和生

代表社員

津田

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 で公告します。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲

 \mathbb{Z}

令和七年四月二十五日 掲載頁 六十八頁 (号外第四十一号)掲載の日付 令和七年二月二十八日

東京都中野区上高田二丁目四九番五号 (乙) 城陽電子機器株式会社 代表取締役 渡辺 孝史

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲・乙) 宮古毎日新聞

令和七年四月二十五日 掲載頁 十四頁 掲載の日付 令和七年四月二十一日

VAX・TTビル)東京都港区虎ノ門三丁目一一番一五号(S (甲) 株式会社ケイアソシエイツ 代表取締役 髙橋 修平

掲載紙 官報

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

② 便 掲載頁 十八頁掲載の日付 令和七年三月二十八日掲載紙 日刊工業新聞 http://www.tn-sanso.co.jp

掲載紙 官報掲載紙 官報の日付 令和七年二月二十八日掲載の日付 令和七年二月二十八日掲載紙 官報

東京都中野区上高田二丁目四九番五号 (甲) 洋光電子株式会社

代表取締役 渡辺 孝史

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

東京都中央区京橋三丁目三番二号

代表取締役 髙橋 修平(乙)株式会社JTS

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(里) https://www.alhinc.jp/

(N) https://www.careersystems.jp/ 令和七年四月二十五<u>日</u>

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号 (甲) ALH株式会社

ビル三階東京都港区赤坂七丁目一〇番九号赤坂伊藤 代表取締役 畠山 奨二

 \mathbb{Z} 代表取締役 丸井 英軌株式会社キャリアシステムズ

令和七年四月二十五日

掲載頁 十四頁

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 で公告します。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 りです。 (甲及び乙ともに) この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

令和七年四月二十五日 神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号 (甲) 株式会社BuddyCompass

掲載頁 七十八頁 (号外第七十八号) 掲載の日付 令和七年四月七日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号 代表取締役 髙石 大地株式会社Laftive 代表取締役 髙石 大地

合併公告

東京都品川区小山一丁目三番二六号令和七年四月二十五日 (甲) 大陽日酸株式会社

甲

(N) https://www.corezo.co.jp/company/

確定した最終事業年度はありません。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年四月二十五日

神奈川県川崎市川崎区扇町五番一号 代表取締役社長 永田

代表取締役社長 須崎 研二(乙)株式会社クリーンエス昭和

合併公告 石川県金沢市広岡二丁目一二番六号 石川県金沢市南町二番一号 代表取締役社長 園 代表取締役社長 坂野 洋一 (八) 株式会社COREZO (甲) 株式会社地域未来創造

継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 甲・乙 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 掲載の日付 令和七年一月二十一日掲載紙 日刊工業新聞 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

愛知県碧南市中山町七丁目二六番地 愛知県碧南市中山町七丁目二六番地

代表取締役 木村

哲也

(甲) 旭鉄工株式会社

継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

代表取締役 木村

· 長取締役 木村 哲也(乙)株式会社旭鉄工所

甲 掲載紙 官報

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載頁 二八六頁(号外第一五七号)掲載の日付 令和六年六月二十八日 官報

令和七年四月二十五日 掲載頁 七十五頁 (号外第三〇五号) 掲載の日付 令和六年十二月二十七日

大阪府大阪市西区新町四丁目一七番二七号 (甲) 株式会社タツタ

広島県広島市西区観音本町一丁目七番一〇号 取締役社長 取締役社長 碓井 克久 (乙) 松栄商事株式会社 彰啓

掲載頁

二〇三頁(号外第八十一号)

合併公告

務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散する左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ことにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 掲載の日付 令和七年四月十日 官報

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載の日付 令和七年四月十日 官報

丙 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月十日 二〇二頁(号外第八十一号) 官報 二〇三頁(号外第八十一号)

大阪市北区芝田二丁目八番一〇号 和七年四月二十五日 掲載頁 二〇三頁 (号外第八十一号) 掲載の日付 令和七年四月十日 Ĵ

掲載紙 官報

掲載頁

福岡県那珂川市今光五丁目一四番一号 $\widehat{\mathbb{Z}}$ (甲) 株式会社ジャパンフーズ大阪 株式会社ジャパンフーズ福岡 代表取締役 中見 英昭

名古屋市千種区振甫町二丁目六〇番地の二 (丙) 株式会社ジャパンフーズ 代表取締役 中見 英昭 代表取締役 中見 英昭

大阪市北区芝田二丁目八番一〇号 (丁) 株式会社大宝フーズ 代表取締役 豊村 正勝

金曜日

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載紙 掲載頁 八十頁 (号外第七十八)掲載の日付 令和七年四月七日 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月七日 官報 官報 六十九頁 (号外第七十八号) 八十頁 (号外第七十八号)

> 令和七年四月二十五日 大阪市北区長柄西一丁目二番二五号 (甲) 日本精工硝子株式会社

大阪市北区長柄西一丁目二番二五号 代表取締役 三野 親慶

代表取締役 織田 (乙) 大誠硝子株式会社 智香

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

掲載紙 官報

甲

掲載紙 官報 掲載頁 七十六頁 (号外第二五八号) 掲載の日付 令和六年十一月一日

Z

令和七年四月二十五日 大阪市北区中之島三丁目二番一八号 掲載の日付 令和六年十一月一日 掲載頁 七十六頁 (号外第二五八号)

代表取締役 大脇 (甲) 株式会社レスタス 晋

大阪市北区大淀中四丁目一二番二〇号 (乙) 株式会社RESEED 代表取締役 大脇 晋

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

更 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月十四日 四十七頁(号外第八十三号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

令和七年四月二十五日 広島市南区段原日出二丁目三番二〇号 掲載の日付 令和七年四月十四日 掲載頁 四十頁 (号外第八十三号)

広島市南区段原日出二丁目三番二〇号 代表取締役 玉木 昌士 代表取締役 玉木 昌士 (乙) 宮田油業株式会社

(甲)株式会社TAISEI

です。

九月十七日までにお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、 左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承 令和七年

宮崎県延岡市出北一丁目三番二〇号

(乙) 医療法人徒之町クリニック

理事長 安西 吉行

吸収分割公告

とにいたしました。 五)の不動産事業に関する権利義務を承継するこ (乙、住所青森市大字野木字山口一六四番地四

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 五十二頁 (号外第八十八号)

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報

掲載頁 四十七頁 (号外第八十八号)

青森市大字野木字山口一六四番地四五 株式会社昇和

龍志

吸収分割公告

を承継させることにいたしました。 売の事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれ この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の理化学機器販

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十二月二十四日 掲載頁 八十八頁 (号外第二九九号)

令和七年四月二十五日

(甲) 医療法人社団永和舎 理事長 松岡 文章

福島県会津若松市徒之町四番二五号

当社(甲)は、吸収分割により松和整備株式会

掲載の日付 令和七年四月十八日

令和七年四月二十五日 掲載の日付 令和七年四月十八日

代表取締役 和田

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 乙はそれを承継させることにいたしました。 ローンに係る保証事業に関する権利義務を承継し この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官報

掲載頁 掲載の日付 令和六年七月四日 六十三頁 (号外第一六一号)

掲載頁 九十二頁(号外第五十九号)掲載の日付 令和七年三月二十一日

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号

京都市南区西九条院町二六番地

令和七年四月二十五日 東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号 (甲) ヤマト科学商事株式会社

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号 代表取締役 森川 智(乙)ヤマト科学株式会社 代表取締役 森川

智

吸収分割公告

する権利義務を承継し乙はそれを承継させること にいたしましたので公告します。 左記会社は吸収分割して甲は乙のIT事業に関

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ (甲) https://nxtech.co.jp 掲載紙

令和七年四月二十五日 掲載頁 九十三頁(号外第四十九号)掲載の日付 令和七年三月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号 (甲) NXTech株式会社 代表取締役 東 剛史

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号 株式会社kiipl&nap 代表取締役 | 吉田 暁生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の銀行カード

甲 掲載紙

掲載紙 官報

令和七年四月二十五日

(甲) 新生フィナンシャル株式会社

(乙) ニッセン・クレジットサービス株 式会社 代表取締役 竹本 理行

ディングの総合サイト「ライフドット (Lif 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項 e.)」事業に関する権利義務を承継し、 に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割 を承継させることにいたしました。 効力発生日は令和七年六月二日であり、甲は会 左記会社は吸収分割して甲は乙のライフエン 乙はそれ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

を決定しております。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 掲載の日付 令和六年十月三十日

東京都中央区京橋二丁目一四番一号 和七年四月二十五日 掲載頁 (甲) 株式会社鎌倉新書

十頁

名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号 (乙) 株式会社エイチームライフデザイン 代表取締役 間瀬 文雄 代表取締役 小林 史生

官

会社の管理に係る事業に関する権利義務を承継し 国内不動産事業部)で行う不動産開発事業及び子 業・金融グループ ス・不動産部門 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 乙はそれを承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり ・不動産部門 国内不動産事業部(旧社会産左記会社は吸収分割して甲は乙の金融・リー 金融・リース・不動産本部 (5)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 掲載紙 掲載頁 七十一頁 (号外第一七一号) 掲載の日付 令和六年七月十九日 官報

令和七年四月二十五日 (甲) 丸紅都市開発株式会社東京都千代田区大手町一丁目四番二号 東京都千代田区大手町一丁目四番二号 代表取締役 藏本 清登

代表取締役 (乙) 丸紅株式会社 孝之

29

吸収分割公告

に関する事業を除く全ての事業に関する権利義務 を承継し乙はそれを承継させることにいたしまし 左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社の管理

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。

Z 掲載紙 官報

掲載頁 七十一頁 (号外第一七一号)

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

(乙) 丸紅都市開発株式会社

吸収分割公告

公告します。 し乙はそれを承継させることにいたしましたので 本部が営む左記乙の事業に関する権利義務を承継 左記会社は吸収分割して甲は乙のBtoB事業

プロモーションサービス事業

BPOコールセンター事業 フルフィルメントサービス事業

RPA提供事業

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 日付で株式会社ニッセンLINXに商号変更する ことを予定しております なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は同 その他の通販ソリューションサービス事業

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年三月二十四日 四十一頁 (号外第六十一号)

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年三月二十四日 掲載頁 五十四頁(号外第六十一号)

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

(商号変更後の商号)

令和七年四月二十五日 掲載の日付 令和六年七月十九日

(甲)新MRED準備株式会社 代表取締役 藏本 清登

代表取締役 藏本 清登

太陽光発電建築事業及び電気工事業の一部に関し ことにいたしました。 て有する権利義務を承継し乙はそれを承継させる 左記会社は、吸収分割して甲は乙の不動産事業

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません

令和七年四月二十五日

代表取締役 矢田 (甲) 株式会社矢田商店 隆平

(乙) 株式会社ヤタリュウ 代表取締役 矢田 隆平

令和七年四月二十五日 東京都新宿区西新宿八丁目一四番二四号

(甲) 株式会社アド究舎

京都市南区西九条院町二六番地 株式会社ニッセンLINX 代表取締役 山中 幸成

(乙) 株式会社ニッセン

代表取締役 羽渕 淳

吸収分割公告

義務を承継し、 那・都城所在のトレーラーホテル事業に係る権利 左記会社は吸収分割して甲は乙の美濃加茂・恵 乙はそれを承継させることにいた

 \mathbb{Z}

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に対し異議のある債権者は、 令和七年四月二十五日 、本公

東京都港区港南四丁目六番五一三一〇三号 (甲)湾岸トレーディング2号合同会社

東京都江東区永代二丁目三三番九一三〇二号 代表社員 金谷 正文

合同会社コビハムランド 代表社員 小口

吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報

掲載頁 四十八頁 (号外第二十号) 掲載の日付 令和七年一月三十一日

大阪市福島区福島四丁目二番七五号

大阪市港区波除一 二丁目五番二三号

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙 はそれを承継させることにいたしました。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月十八日 官報 七十一頁(号外第八十八号)

令和七年四月二十五日 掲載頁 九十頁 (号外第二一五号) 掲載の日付 令和六年九月十七日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号 (甲) INSOU Japan ry株式会社 Sto

大阪市西区新町三丁目六番一〇号 (乙) INSOU West株式会社 代表取締役 永田

代表取締役 中岡

吸収分割公告

に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させる 運営事業(ただし、屋島店、志度店の店舗は除く。) ことにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙が営む美容院の

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

確定した最終事業年度はありません。

 \mathbb{Z} 掲載紙 宮古毎日新聞

掲載の日付 令和七年四月十八日

令和七年四月二十五日 掲載頁 十頁

徳島県徳島市北佐古二番町三番三二号

(甲) 株式会社エムゼック

徳島県徳島市佐古八番町二番一〇号 代表取締役 吉岡

(乙) 株式会社コアフィールドマサコ 代表取締役 吉岡 祐子

新設分割公告

国食材・雑貨の卸売および小売販売事業)に関す 目一○番地)に対して当社のイエスマート事業(韓 クイエスマート(住所福島県郡山市安積荒井三丁 る権利義務全部を承継させることにいたしました ので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、新設分割により新設する株式会社ナッ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年四月二十五日 https://convebox.jp/ 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山一〇番

新設分割公告

地二六二

株式会社コンビボックス

代表取締役

川島

陽士

株式会社ステーキハウスGrazie(住所三重 問屋北佐(住所三重県名張市鴻之台二番町一二六) 県名張市鴻之台二番町一二六)に対して当社の飲 用を含む)事業に関する権利義務を、株式会社伊 の提供に関する権利業務を承継させることにいた に対して当社の食品卸売業、給食業務及び飲食物 食店業(伊賀市)に関する権利業務を、株式会社 飲食業(名張市)他の事業に関する権利義務を、 六)に対して当社の精肉、食肉加工販売及び輸出、 賀牛オクダ(住所三重県名張市鴻之台二番町一二 番町一二六)に対して当社の人材雇用(外国人雇 ダホールディングス(住所三重県名張市鴻之台二 しましたので公告します。 当社は、新設分割により新設する株式会社オク

官

日に終了しております。 当社の株主総会の承認決議は令和七年二月十五

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 令 なお、計算書類の公告義務はありません。 和七年四月二十五日

三重県名張市鴻之台二番町一二六

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

有限会社精肉のオクダ

代表取締役 奥田 哲也

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

埼玉県朝霞市三原三丁目三一番九—二〇七号 令和七年四月二十五日

代表社員 髙橋 深雪

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年四月二十五日

千葉県市川市行徳駅前二丁目二二番一三— 二〇五号

組織変更公告

ました。 当社は、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年四月二十五日 東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷

道玄坂東急ビル二F-C

合同会社EmoCri

代表社員 大津

組織変更公告

公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ ました。この組織変更に異議のある債権者は、本 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

令和七年四月二十五日 東京都港区浜松町二丁目二番一五号二F

代表社員 佐藤鑑定合同会社 佐藤 勇一

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月二十五日

東京都杉並区永福三丁目三五番八号

日生プロパティ合同会社 代表社員 星野 憲孝

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

シャルー合同会社 ラビル一F

代表社員 本間 合同会社miroku 宏揮

株式会社に組織変更することにいたし

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

薫平

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月二十五日

合資会社森平海運

熊本県上天草市龍ケ岳町樋島五六五番地五三

組織変更公告

株式会社に組織変更するこ

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 事務所に備え置いております。 この組織変更に対し異議のある債権者は、本公 なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる

令和七年四月二十五日

鹿児島県霧島市隼人町松永五二四二番地二

下田

勝

令和七年四月二十五日 愛知県岡崎市能見通一丁目六一番地ウメム 合同会社hakuto

組織変更公告

代表社員

加藤 玲於

当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年四月二十五日

グラン堺東六F―E 大阪府堺市堺区中安井町三丁目二番一三号

アルカナソリューション合同会社 代表社員 松田 信祐

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年四月二十五日

奈良県天理市守目堂町三〇〇番地

nullhouse合同会社 代表社員 小松 真

組織変更公告

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 森平 義継

とにいたしました。 当農事組合法人は、

農事組合法人霧島さくら農園

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年四月二十五日

の 八 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根五六四番地 代表社員 宇座 憲次 太平タクシー合名会社

効力発生日変更公告

いたしましたので公告します。 令和七年五月一日から令和七年五月十二日に変更 承継会社とする吸収分割について、効力発生日を 左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割

令和七年四月二十五日 東京都港区港南二丁目一五番三号

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号 (甲) アポロリンク株式会社 代表取締役 渡邊 信彦

代表取締役 二ノ倉 努(乙) 出光クレジット株式会社と同じ:

資本金の額の減少公告

部二千五百万円を資本準備金とすることにいたし ました。 当社は、資本金の額を五千万円減少し、その

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

令和七年四月二十五日 掲載頁 五十七頁 (号外第二七九号) 掲載の日付 令和六年十一月二十九日

株式会社ハレの日

六本木ヒルズけやき坂テラス三階 東京都港区六本木六丁目一五番一号

代表取締役 山口 益広

資本金の額の減少公告

円減少することにいたしました。 当社は、資本金の額を十二億三千百十八万三千

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年四月二十五日 なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

東京都大田区田園調布三丁目二〇番一〇号 有限会社明光

取締役 寺田 綾子

令和七年四月二十五日

東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目七番九号

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七億五千万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年四月二十五日 https://mento.co.jp/koukoku 東京都渋谷区渋谷二丁目一一番五号クロス

オフィス渋谷メディオ七F 株式会社mento

資本金の額の減少公告 代表取締役 木村 憲仁

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を七千七百万円減少するこ なお、確定した最終事業年度はありません。

資本金の額の減少公告 東京都港区新橋一丁目一二番九号 株式会社コタック・エネルギー・パート 代表取締役 西島 修

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

当社は、資本金の額を六千二百三十五万円減少

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月十四 掲載頁 二頁 令和七年四月二十五日

TQ茅場町八階 DineVita Group株式会社 代表取締役 裕真

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を六億三千三百八十九万四 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

31

令和七年四月二十五日 掲載頁 四十三頁 (号外第八十二号) 掲載の日付 令和七年四月十一日 東京都世田谷区上馬一丁目一七番五号

とにいたしました。 当社は、資本金の額を四千八百万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 信濃毎日新聞

令和七年四月二十五日

代表取締役 渡辺

資本金の額の減少公告 いたしました。 当社は、資本金の額を一千万円減少することに

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 六十一頁 (号外第六十九号) 掲載の日付 令和七年三月二十八日

株式会社エイピースミヨシ 代表取締役 太田 利治

資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を三百五十万円減少し一千 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

ONIGO株式会社

代表取締役 梅下 直也

資本金の額の減少公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 二十三頁 掲載の日付 令和七年四月十一日

長野市篠ノ井御幣川一一二八番地の一

渡辺商事株式会社 英祐

令和七年四月二十五日 静岡県浜松市中央区伊左地町三〇〇二番地

掲載紙 官報

掲載页 六十九頁 (号外第七十二号)掲載の日付 令和七年三月三十一日

広島県福山市山野町大字山野三八四三番地

準備金の額の減少公告

万四千五百四十円減少し二十五万円とすることに この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を三億五千五百六十五

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。 令和七年四月二十五日 名古屋市中村区名駅五丁目三番八号

株式会社エイトンホールディングス 代表取締役 髙田 一晋治

資本金及び準備金の額の減少公告

おります。 総会の決議は、令和七年四月二十五日を予定して し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。 資本準備金の額を二億一千十万七千五百円減少 効力発生日は令和七年五月三十日であり、株主 当社は、資本金の額を二億一千十万七千五百円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一二九頁 (号外第二四二号) 掲載紙 官報 令和七年四月二十五日 掲載の日付 令和六年十月十七日 東京都千代田区麹町二丁目五番地一 株式会社バカン

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役

準備金の額を一億七千五百万円減少することにい たしました。 当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 四十八頁 (号外第二七九号) 掲載の日付 令和六年十一月二十九日

> 令和七年四月二十五日 東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号

株式会社TRUX

孝昌

令和七年四月二十五日

資本金及び準備金の額の減少公告

柴田

1 雅弘

八百五円、資本準備金の額を九千二百六十五万千 行により増加する資本金及び資本準備金の額と同 でにC2種優先株式の発行があった場合には、資 額分減少することにいたしました。 本金及び資本準備金の額を当該C2種優先株式発 八百五円減少し、また、令和七年五月三十一日ま 当社は、資本金の額を一億四千二百六十五万千

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 八頁 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年四月二十五日 東京都目黒区三田二丁目四番四号 令和七年四月二十五日 株式会社WAKUWAKU

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の額を六億六千万円、資本準備金の額を七億二千 準備金の額が増加することを条件として、資本金 七百五十万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、募集株式の発行により資本金及び資本 なお、当社に確定した最終事業年度はありませ

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号 株式会社Japan Promotio H o l d i n g s

代表取締役 丸山

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行す

なお、同日に当社の株券は無効となります。 令和七年四月二十五日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

BASF・メタルズ・ジャパン株式会社 代表取締役 池田 大輔

合併につき株券等提出公告

券を所有する方は、株券提出日である令和七年六 月一日までに当社にご提出下さい して解散することにいたしましたので、当社の株 当社は、SFホールディングス株式会社と合併 和七年四月二十五日 愛知県北名古屋市九之坪鴨田五六番地

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 代表取締役 髙松 哲也サンフレッシュ株式会社

本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ 太郎が退任することに対し異議のある債権者は、 当社の全ての日本における代表者である瀧澤信

ンライズ中目黒三〇 東京都目黒区上目黒一丁目一三番一二号サ 和七年四月二十五日 S QUARE KNOT 日本における代表者 瀧澤信太郎 L T D

合併並びに資本金及び準備金の額の減少公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 千円減少することにいたしました。 千円、資本準備金の額を五億三千七百四十九万五 継して存続し、乙は解散することにいたしました。 箇月以内にお申し出下さい。 この合併並びに資本金及び準備金の額の減少に また、甲は資本金の額を四億九千九百五十万五 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

甲 確定した最終事業年度はありません。 掲載紙 官報

和七年四月二十五日 掲載頁 掲載の日付 令和七年四月十八日 五十四頁(号外第八十八号)

東京都千代田区大手町一丁目六番一号 (甲) SFホールディングス株式会社 代表取締役 松枝 秀和

愛知県北名古屋市九之坪鴨田五六番地

(乙) サンフレッシュ株式会社 代表取締役 髙松

合併公告及び合併につき株券等提出公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

ださい。 生日である令和七年七月一日までに乙にご提出く また、乙の株券を所有する方は、合併の効力発

なお、

掲載紙

 \mathbb{Z} 四頁

掲載紙 掲載頁 四頁 掲載の日付 令和七年四月七日 日刊工業新聞

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

公告いたします。 会において、令和六年十月十七日開催の第八十五当社は、令和六年十月十七日開催の当社取締役 施することを決議いたしましたので左記のとおり 期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実

四 取得する株式の総数 取得する株式の種類 株式の取得価額の総額 株式一株当たりの取得金額 五万株を上限とする。 当社普通株式 七千五百円

とする。 取得方法 株主全員に譲渡の勧誘をする方法 一億七千五百万円を上限とする。

令和七年四月二十五日 取得する期間 東京都港区元赤坂一丁目五番二七号 令和七年四月二十五日~令和七年五月九日 (株式譲渡の申込み期間)

佐藤製薬株式会社 佐藤 誠

優先資本金の額の減少公告 代表取締役社長

開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしました。 なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 優先資本金の額を八千四百万円減少す

ariakeoffice.html http://www.asuna-accounting.com/company/

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月七日

令和七年四月二十五日 (甲) コルテバ・アグリサイエンス日本 株式会社

(乙) コルテバ・ジャパン株式会社 代表取締役 野村真一郎

自己株式取得事項の通知公告

優先資本金の額の減少公告

することにいたしました。 基づき優先資本金の額を金二十三億四千万円減少 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

要旨は令和七年四月八日付官報の号外第七十九号 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

RW原木3特定目的会社 取締役 山﨑 亮雄

少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年四月二十五日 https://www.ko-koku.jp 東京都千代田区丸の内一丁目 四 番一号東京

取締役 髙山

共同会計事務所内

令和七年四月二十五日 東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ

Residential Portfolio One特定田的设计 取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

の規定に基づき、優先資本金の額を金七億五千万当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条 円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

要旨は、令和七年四月十一日付官報の号外第八十 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 一号五十一頁に掲載されています。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

令和七年四月二十五日 東京都港区元赤坂一丁目一番七一一〇〇六号

セントリア特定目的会社 取締役 菊地 耕平

訂正公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

六十一頁に掲載されています。 令和七年四月二十五日 東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百六十万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

訂正公告

ジャパンロジスティクス1特定目的会社 知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

七年五月二十七日までに当社にご提出下さい。 先出資証券を所有する方は効力発生日である令 口を消却することにいたしましたので、当社の当社は、発行済優先出資のうち四千七百六十 令和七年四月二十五日

共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

間内にお申出がないときは清算から除斥します。日)の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期 る者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十三 たので、当該確定給付企業年金に係る債権を有す 厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了し 一般社団法人日本経営協会は令和七年四債権申出の公告(第三回) 令和七年四月二十五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三一番一一号 確定給付企業年金清算人 般社団法人日本経営協会 山田

久間町 一丁目八番四号アルテール秋葉原七○八」 合併公告及び決算公告(枠組)中、株式会社ティー令和七年四月十六日(号外第八十六号)掲載の の誤りにつき訂正いたします。 とあるは「東京都千代田区神田和泉町一―七― インベストメントの住所「東京都千代田区神田 令和七年四月二十五日 佐

東京都千代田区神田和泉町一―七―五 株式会社ティーインベストメント

東京都千代田区神田和泉町一―七―五 代表取締役 服部浩

株式会社セカンドトラスト 代表取締役

株式会社リブ・コンサルティングに係る第十三期令和七年四月十七日(号外第八十七号)掲載の るは「関厳」の誤りにつき訂正します。は「第十三期」の、代表取締役に「関 巌 は「第十三期」の、代表取締役に「関善巌」とあ決算公告(枠組)中、通期に「第十二期」とある 令和七年四月二十五日

扱

ルック」とあるは「株式会社ブルックス」の誤り告(枠組)中、甲の決算公告の商号「株式会社ブの株式会社ブルックスに係る合併公告及び決算公 につき訂正します。 令和七年四月二十三日(号外第九十一号) 令和七年四月二十五日

扱

店